

# 資 料 編



表1-1-1 環境行政のあゆみ

年	奈 良 県	国
昭和42年 (1967)	・企画部企画課に公害係を設置	・公害対策基本法を公布 (8月)
昭和43年 (1968)		・大気汚染防止法を公布 (6月) ・騒音規制法を公布 (6月)
昭和44年 (1969)	・奈良県公害防止条例を制定 (4月)	・初の公害白書を刊行 (5月)
昭和45年 (1970)	・企画部に公害消防課を設置 (4月) ・奈良県公害紛争処理条例を制定 (9月) ・企画部に公害課を設置 (12月)	・公害紛争処理法を公布 (6月) ・公害対策本部を設置 (7月) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を公布 (12月) ・水質汚濁防止法を公布 (12月)
昭和46年 (1971)	・奈良県公害防止条例を全文改正 (7月) ・奈良県公害対策審議会条例を制定 (7月)	・悪臭防止法を公布 (6月) ・環境庁を設置 (7月)
昭和47年 (1972)	・奈良県自然環境保全条例を制定 (3月)	・自然環境保全法を公布 (6月)
昭和48年 (1973)		・瀬戸内海環境保全特別措置法を公布 (10月)
昭和49年 (1974)	・奈良県自然環境保全条例を全文改正 (3月)	
昭和51年 (1976)	・公害課を衛生部へ移管 (4月)	・振動規制法を公布 (6月)
昭和63年 (1988)	・公害課を環境保全課に改称 (4月)	
平成元年 (1989)	・衛生部を保健環境部に改称 (4月)	
平成3年 (1991)	・保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置 (4月) ・奈良県環境会議設置 (6月)	・再生資源の利用の促進に関する法律を公布 (4月)
平成4年 (1992)		・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布 (12月)
平成5年 (1993)	・保健環境部に環境管理課を設置、廃棄物対策室を環境管理課へ移管 (4月)	・環境基本法を公布 (11月)
平成6年 (1994)	・奈良県公害対策審議会条例を奈良県環境審議会条例に改称 (7月)	・環境基本計画を策定 (12月)
平成7年 (1995)	・機構改革により、環境管理課及び環境保全課を生活環境部へ編入 (4月)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律を公布 (6月)
平成8年 (1996)	・奈良県環境総合計画を策定 (3月) ・奈良県環境基本条例を制定 (12月) ・奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定 (12月)	
平成9年 (1997)	・奈良県環境基本条例を施行 (4月) ・奈良県生活環境保全条例を施行 (4月)	・環境影響評価法を公布 (6月)
平成10年 (1998)	・奈良県環境影響評価条例を制定 (12月)	・特定家庭用機器再商品化法を公布 (6月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布 (10月)
平成11年 (1999)	・環境保全課を環境管理課に統合 (4月) ・廃棄物対策室を新たに廃棄物対策課として設置 (4月) ・奈良県環境影響評価条例を施行 (12月)	・ダイオキシン類対策特別措置法を公布 (7月) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律を公布 (7月)
平成12年 (2000)		・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を公布 (5月) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を公布 (5月) ・循環型社会形成推進基本法を公布 (6月) ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律を公布 (6月) ・再生資源の利用の促進に関する法律を改正した資源の有効な利用の促進に関する法律の公布 (6月) ・環境基本計画の改正 (12月)
平成13年 (2001)	・産業廃棄物監視センターを設置 (4月)	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布 (6月) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布 (6月)
平成14年 (2002)	・機構改革により、風致保全課を生活環境部へ移管 (4月) ・衛生研究所を保健環境研究センターに改称 (4月)	・土壌汚染対策法を公布 (5月) ・京都議定書を批准 (6月) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を公布 (7月) ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布 (7月)

年	奈良県	国
平成15年(2003)	・環境管理課を環境政策課に改称(4月)	・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を公布(7月)
平成16年(2004)	・奈良県産業廃棄物税条例を公布(3月) ・奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の施行(12月)	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を公布(6月) ・景観法を公布(6月)
平成17年(2005)	・奈良県森林環境税条例を公布(3月)	・京都議定書が発効(2月)
平成18年(2006)	・新奈良県環境総合計画の策定(3月) ・奈良県地球温暖化防止活動推進センターの指定(3月)	・石綿による健康被害の救済に関する法律を公布(2月) ・第3次環境基本計画の策定(4月)
平成19年(2007)	・ストップ温暖化アクションプランの策定(3月)	・環境配慮契約法を公布(5月) ・「21世紀環境立国戦略」の閣議決定(6月) ・エコツーリズム推進法を公布(6月)
平成20年(2008)	・機構改革により、生活環境部をくらし創造部に改称し、その中に景観・環境局を創設するとともに、局内に自然環境課を設置(4月) ・第2次奈良県廃棄物処理計画を策定(3月)	
平成21年(2009)	・奈良県景観条例を公布(3月) ・奈良県希少野生動植物保護条例を公布(3月)	
平成22年(2010)		・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律を公布(12月)
平成23年(2011)		・環境影響評価法の一部を改正する法律 公布(4月) ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法が成立、公布・施行(8月)
平成24年(2012)	・第3次奈良県廃棄物処理計画を策定(3月) ・生物多様性なら戦略を策定(3月)	・環境影響評価法の一部を改正する法律 一部施行(4月) ・第4次環境基本計画の策定(4月) ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(8月)
平成25年(2013)	・環境影響評価条例の一部改正 公布(10月) (平成26年4月・平成27年4月施行) ・組織改革により、環境政策課地球環境係を廃止し、地域振興部にエネルギー政策課を設置。また景観・環境保全センターを景観・環境総合センターに改称。	・環境影響評価法の一部を改正する法律 完全施行(4月) ・放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律(6月) ・農村漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(11月)
平成26年(2014)	・新奈良県環境総合計画の改定(3月) ・環境影響評価条例の一部改正 一部施行(4月) ・組織改革により、風致景観課と自然環境課を景観・自然環境課に統合。	

表 1-1-2 環境関係予算の概要(単位:千円)

分類	26年度 (25年度)	主要事業名	金額
エネルギー利活用の推進	81,691 (121,868)	家庭用太陽光発電設備設置補助事業 奈良の節電スタイル推進事業	80,462 1,229
食と生活の安全・安心の確保、 感染症対策	9,913 (10,908)	環境放射能測定調査備品整備事業 公害測定機器整備事業 (PM2.5)	6,905 9,583
美しく風格のあるまちなみ 景観の保全・創造	1,192,355 (1,493,459)	景観サポーター育成事業 屋外広告物適正化推進事業 景観普及啓発事業 奈良の彩りづくり植栽計画推進事業 植栽による景観向上推進事業費補助金 歴史的風土保存買入事業 歴史的風土保存買入地整備事業 歴史的風土保存買入地景観管理事業	600 21,326 3,000 3,014 19,000 1,070,500 28,400 46,515
きれいでくらしやすい生活環境の創造			
(1) 清流の保全・復活	48,722 (59,390)	大和川水質改善事業 浄化槽設置整備補助事業	1,832 46,890
(2) 省エネ社会の実現	83,280 (123,688)	家庭用太陽光発電設備設置補助事業(再掲) 奈良の節電スタイル推進事業(再掲) 地球温暖化対策推進事業	80,462 1,229 1,589
(3) 循環型社会の構築	211,753 (235,530)	奈良県産業廃棄物減量化等推進基金積立金 排出抑制・減量化の推進 適正処理の推進(監視体制強化) 循環型社会の推進 廃棄物対策推進事業 特定産業廃棄物処理対策事業 PCB廃棄物処理対策推進事業 閉鎖最終処分場緊急特別対策事業	89,000 30,879 55,922 3,202 15,369 7,567 7,959 1,855
自然環境の保全と活用	28,988 (38,655)	特定希少野生動植物保護管理事業 生物多様性なら戦略推進事業 国定公園等施設整備事業 国立公園環境整備事業	1,243 3,500 21,795 2,450

表1-1-3 市町村の環境行政担当組織(平成27年4月現在)

市町村名	課	郵便番号	住所	メールアドレス	電話番号	FAX 番号
奈良市	環境政策課	630-8580	二条大路南 1-1-1	kankyoseisaku@city.nara.lg.jp	0742-34-4591	0742-36-5466
大和高田市	環境衛生課	635-8511	大字大中 100-1	eisei@city.yamatotakada.nara.jp	0745-22-1101	0745-23-5611
大和郡山市	環境政策課	639-1198	北郡山町 248-4	KANKYO@city.yamatokoriyama.lg.jp	0743-53-1615	0743-55-4911
天理市	環境政策課	632-8555	川原城町 605	kannyouseisaku@city.tenri.nara.jp	0743-63-1001	0743-62-1550
橿原市	環境保全課	634-0002	東竹田町 1-1	earth@city.kashihara.nara.jp	0744-29-8086	0744-21-8151
桜井市	環境総務課	633-0052	大字浅古 485-1	greenpark1@city.sakurai.lg.jp	0744-45-2001	0744-45-2002
五條市	生活環境課	637-8501	本町 1-1-1	seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp	0747-22-4001	0747-22-3752
御所市	環境政策課	639-2256	栗坂 293	clean@city.gose.nara.jp	0745-66-1087	0745-66-2441
生駒市	環境モデル都市推進課	630-0288	東新町 8-38	eco-model@city.ikoma.lg.jp	0743-74-1111	0743-75-8125
香芝市	市民衛生課	639-0292	本町 1397	simineisei@city.kashiba.lg.jp	0745-76-2001	0745-78-3830
葛城市	環境課	639-2195	柿本 166	kankyou@city.katsuragi.lg.jp	0745-69-3001	0745-69-6456
宇陀市	環境対策課	633-0292	下井足 17-3	kankyoutaisaku@city.uda.lg.jp	0745-82-2202	0745-82-7234
山添村	環境衛生課	630-2344	大字大西 151	kanyouseisei@vill.yamazoe.nara.jp	0743-85-0047	0743-85-0219
平群町	住民生活課	636-8585	吉新 1-1-1	juumin@town.heguri.nara.jp	0745-45-1001	0745-49-0011
三郷町	環境政策課	636-8535	勢野西 1-1-1	kankyoseisaku@town.sango.lg.jp	0745-43-7341	0745-73-6334
斑鳩町	環境対策課	636-0198	法隆寺西 3-7-12	kankyoutaisaku@town.ikaruga.nara.jp	0745-74-1001	0745-74-1011
安堵町	住民課	639-1095	大字東安堵 958	juumin@town.ando.lg.jp	0743-57-1511	0743-57-1525
川西町	住民生活課	636-0202	大字結崎 28-1	fjumin@town.nara-kawanishi.lg.jp	0745-44-2211	0745-44-4780
三宅町	環境衛生課	636-0213	大字伴堂 689	kankyoutaisaku@town.miyake.nara.jp	0745-44-2001	0745-43-2870
田原本町	総務課	636-0392	890-1	somusho@town.tawaramoto.nara.jp	0744-32-2901	0744-32-2977
曾爾村	住民生活課	633-1212	大字今井 495-1	juumin@vill.soni.lg.jp	0745-94-2101	0745-94-2066
御杖村	住民生活課	633-1302	大字菅野 368	jumin@vill.mitsue.lg.jp	0745-95-2001	0745-95-3545
高取町	住民課	635-0154	大字観音寺 990-1	juumin1@town.takatori.nara.jp	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	住民課	634-0111	大字岡 55	clean@tobutori-asuka.jp	0744-54-3239	0744-54-3239
上牧町	環境課	639-0293	大字上牧 3350	kanmaki-toshikankyo@helen.ocn.ne.jp	0745-76-1001	0745-77-6671
王寺町	住民課	636-8511	王寺 2-1-23	juumin@town.oji.lg.jp	0745-73-2001	0745-73-6311
広陵町	生活環境課	635-8505	大字南郷 583-1	seikatsukankyoutaisaku@town.nara-koryo.lg.jp	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	環境衛生課	636-0061	山坊 683-1	seikatsu@town.kawai.lg.jp	0745-32-0706	0745-32-9491
吉野町	生活環境課	639-3113	大字飯貝 1217-6	kankyoutaisaku@town.yoshino.lg.jp	0746-32-9024	0746-32-5844
大洗町	環境整備課	638-8501	大字桧垣本 2090	kanyouseibi@town.oyodo.lg.jp	0747-52-5501	0747-52-5505
下市町	生活環境課	638-0045	大字新住 1010(紫水苑内)	shisuien@town.shimoichi.nara.jp	0747-52-5901	0747-53-0309
黒滝村	住民生活課	638-0292	大字寺戸 77	kuro_j@vill.kurotaki.lg.jp	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	638-0392	大字沢谷 60	juumin@vill.tenkawa.lg.jp	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	住民課	648-0392	大字北股 84	juumin1@vill.nosegawa.nara.jp	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	生活環境課	637-1333	大字小原 225-1	seikatsukankyoutaisaku@vill.totsukawa.lg.jp	0746-62-0907	0746-62-0020
下北山村	住民課	639-3803	大字寺垣内 983	kankyoutaisaku@vill.shimokitayama.nara.jp	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住民課	639-3701	大字河合 330	jumin@vill.kamikitayama.nara.jp	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	生活環境係	639-3594	大字迫 1335-7	kankyoutaisaku@vill.nara-kawakami.lg.jp	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	住民福祉課	633-2492	大字小川 99	juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp	0746-42-0441	0746-42-1255

表1-4-1 奈良県環境審議会の答申状況(最近5年間)

年度	諮問事項等	答申年月日	答申内容
平成22年度	平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成23年2月25日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
平成23年度	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について	平成23年11月7日 (環審第1号)	国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」を改訂することについて、諮問どおり答申した。
	平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成24年3月30日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
平成24年度	平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成25年2月14日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	奈良県廃棄物処理計画の策定について	平成25年2月14日 (環審第2号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき策定する都道府県廃棄物処理計画について、諮問どおり答申した。
平成25年度	奈良県環境影響評価条例の一部改正について	平成25年5月22日 (環審第2号)	審議会及び環境影響評価審査部会において審議を行い、「奈良県における環境影響評価制度のあり方について」とおり答申した。
	東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続について	平成25年5月22日 (環審第4号)	審議会環境影響評価審査部会において、平成25年3月4日、同年4月17日、同年5月8日の3回にわたり審議を行い、同年5月22日に審議会にて結論を得、水質、騒音・振動、動植物・生態系、景観、廃棄物の5項目について答申した。
	二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書についての意見について	平成25年10月18日 (環審第7号)	審議会環境影響評価審査部会において、平成25年7月25日、同年8月20日、同年9月9日の3回にわたり審議を行い、同年10月18日に審議会にて結論を得、大気質、悪臭、騒音・振動、水質、動植物、景観、修景盛土材の7項目について答申した。
	平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成26年2月10日 (環審第10号)	水質汚濁防止法第16条第1項に基づく平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
	奈良県環境影響評価技術指針の改定等について	平成26年2月10日 (環審第11号)	「奈良県環境影響評価技術指針」とおり答申した。
平成26年度	新奈良県総合計画の改定について	平成26年2月10日 (環審第12号)	「新奈良県総合計画(改定案)」のとおり答申した。
	京奈和砕石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について	平成26年8月5日 (環審第7号)	環境影響評価審査部会において、平成26年6月6日、6月20日、7月25日の3回にわたり審議を行い、同年8月1日に審議会にて結論を得、大気質、騒音・振動、水質、地形・地質、動物、植物、生態系、景観、文化遺産等の8項目について答申した。
	徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について	平成27年2月5日 (環審第12号)	環境影響評価審査部会において、平成26年11月10日、14日に現地確認を行い、12月12日、平成27年1月16日の2回にわたり審議を行い、同年2月5日に審議会にて結論を得、大気質、騒音・振動、水質、動物、植物、生態系、景観、文化遺産等の6項目について答申した。
	平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成27年2月5日 (環審第13号)	水質汚濁防止法第16条第1項に基づく平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。

表2-1-1 風致地区における行為別許可申請件数(最近5年間)(単位:件)

年度 \ 区分	建築物	工作物	土地形質の変更	木竹の伐採	土石の採取	その他	計	協議通知件数
平成22年度	619	34	24	0	0	5	682	456
平成23年度	432	539	202	14	0	36	1,223	373
平成24年度	439	390	230	7	0	28	1,094	212

※ 平成25年度より許可等事務は市町村へ移譲したため県では把握していない

(注) 協議: 許可を要するとされる行為で、当該行為を国又は県の機関が行う場合

通知: 風致の維持に著しい支障をおよぼさない公益に関する行為で許可又は協議を要しないとされるもの

表2-1-2 市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保存地区等指定状況

①古都保存法による指定(平成27年3月31日現在)(単位:ha)

区分	奈良市	天理市	橿原市	桜井市	斑鳩町	計
保存区域	2,776	1,060	426	1,226	536	6,024
うち特別保存地区	1,809	82	212	304	81	2,488

②明日香特別措置法による指定(平成27年3月31日現在)(単位:ha)

区分	第1種地区	第2種地区	計(明日香村全村)
面積	126	2,278	2,404

表2-1-3 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為規制

区分		規制内容	
保存区域		届出制	指導・助言等による規制
特別保存地区		許可制	原則として現状保存の規制
明日香村	第1種地区		著しい変更を抑制することとしているが、同村の生活環境を配慮し、建築物等については、一定の緩和を図っている。
	第2種地区		

表2-1-4 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為許可申請件数(最近5年間)(単位:件)

年度 \ 行為区分	規制区分	建築物	工作物	土地形質の変更	木竹の伐採	その他	計
平成22年度	特別保存地区	4	20	20	4	0	48
	明日香第2種地区	25	143	7	0	2	177
	平成23年度	保存区域	2	3	0	0	0
平成23年度	特別保存地区	38	73	74	20	0	205
	明日香第2種地区	31	108	11	1	2	153
	平成24年度	保存区域	6	5	2	0	1
平成24年度	特別保存地区	38	65	29	3	8	143
	明日香第2種地区	20	83	6	0	0	109

※ 平成25年度より許可等事務は市町村へ移譲したため県では把握していない



表2-1-5 歴史的風土特別保存地区における買入れ実績(平成27年3月31日現在)

地区名	件数	面積 (㎡)
春日山	702	2,367,265
平城宮跡	861	945,598
聖武天皇陵	3	1,238
山陵	30	29,142
唐招提寺	18	13,475
崇神景行天皇陵	158	160,502
三輪山	9	23,911
香久山	58	128,834
畝傍山	8	8,508
飛鳥宮跡第1種	222	192,177
石舞台第1種	1	596
明日香第2種	414	460,840
計	2,484	4,332,086

表2-1-6 県内の文化財の指定件数(平成27年3月31日現在)

区分		件数	備考	
有形文化財	国宝	213件		
	重要文化財	1,445件	国宝を含む	
	県指定有形文化財	352件		
	小計	1,797件		
無形文化財	重要無形文化財	2件	個人2人	
	県指定無形文化財	3件		
	小計	5件		
民俗文化財	有形	重要有形民俗文化財	5件	民俗文化財
		県指定有形民俗文化財	23件	
		小計	28件	
	無形	重要無形民俗文化財	7件	
		県指定無形民俗文化財	36件	
		小計	43件	
記念物(注)	史跡	特別史跡	10件	
		史跡	122件	特別史跡を含む
		県指定史跡	51件	
		小計	173件	
	名勝	特別名勝	3件	
		名勝	14件	特別名勝を含む
		県指定名勝	4件	
		小計	18件	
	天然記念物	特別天然記念物	3件	
		天然記念物	24件	特別天然記念物を含む
		県指定天然記念物	60件	
		小計	84件	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	3地区		

重要文化的景観	重要文化的景観	1件	
文化財の保存技術	選定保存技術	8件	個人8人
	県選定保存技術	1件	
	小計	9件	

(注) 記念物については、同一の物件につき2つの種別に重複して指定が行われている場合、優先する種別のみ  
に1件として数えた件数(例えば「名勝及び史跡」は名勝のみに計上)。

表2-1-7 国指定文化財の指定件数(平成27年3月31日現在)

件名 区分	国宝									計
	建造物		絵画	彫刻	工芸品	書跡 典籍	古文書	考古 資料	歴史 資料	
	件数	棟数								
奈良県	64	71	14	71	38	14	3	9	0	213
全国	221	271	159	128	252	224	60	46	3	1,093
対全国 比(%)	29.0	26.2	8.8	55.5	15.1	6.3	5.0	19.6	—	19.5

件名 区分	重要文化財(※含国宝)									計
	建造物		絵画	彫刻	工芸品	書跡 典籍	古文書	考古 資料	歴史 資料	
	件数	棟数								
奈良県	262	382	136	510	230	192	56	49	10	1,445
全国	2,428	4,695	1,994	2,685	2,445	1,900	754	612	183	13,001
対全国 比(%)	10.8	8.1	6.8	19.0	9.4	10.1	7.4	8.0	5.5	11.1

件名 区分	特別 史跡	特別 名勝	特別 天然記念物	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計	重 要 無 形 文 化 財	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	重 要 文 化 的 景 観	選 定 保 存 技 術	文 化 財	
															建 造 物	美 術 工 芸
奈良 県	10	3	3	16	122	14	24	160	個人2	7	5	3	1	個人7 団体1	217	2
全 国	61	36	75	172	1,745	393	1,013	3,151	個人 113人 団体27 団体	290	216	109	47	個人47 件55人 団体31 件33团 体	10,084	14
対 全 国 比 (%)	16.4	8.3	4.0	9.3	7.0	3.6	2.4	5.1	—	2.4	2.3	2.8	2.1	—	2.2	14.3

注 重要文化財及び史跡・名勝・天然記念物の件数には、それぞれ国宝、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表2-1-8 県指定文化財の指定件数(平成27年3月31日現在)

件名区分	有形文化財									史跡	名勝	天然記念物	無形文化財	無形民俗文化財	有形民俗文化財	選定保存技術	計
	建造物		絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料								
	件数	棟数															
奈良県	116	188	41	100	47	13	14	14	7	51	4	60	3	36	23	1	530

表2-1-9 文化財の保護対策(平成26年度)

事業名	事業内容
文化財保存事業	(1) 国・県指定にかかる文化財の保存・修理等に対する補助 (ア) 県指定文化財 … 修理保存事業ほか (イ) 国指定文化財 … 修理保存事業ほか  (2) 文化財防災対策 (ア) 文化財防災設備整備 (イ) 文化財防災設備保守点検及び修理  (3) 史跡地等の保護・調査 (ア) 史跡地環境整備事業 … 市町村等による環境整備事業に対する補助 (イ) 史跡地公有化事業 … 市町村による史跡地買上に対する補助 (ウ) カモシカ食害対策事業 … カモシカ生息状況調査ほか  (4) 埋蔵文化財発掘調査 (ア) 国庫補助事業… 県営ほ場整備に伴う発掘調査ほか (イ) 受託発掘調査… 京奈和自動車道ほか
重要文化財保存修理受託事業	文化財の所有者の委託を受けて、文化財保存事務所が薬師寺他の建造物を修理する。

表2-3-1 都市公園の現況

市町村名	都市計画区域人口(千人)	1人平均公園面積(㎡)	在区基幹公園				都市基幹公園				特殊公園				公園				合計										
			御所	面積(ha)	箇所	面積(㎡)	御所	面積(ha)	箇所	面積(㎡)	御所	面積(ha)	箇所	面積(㎡)	御所	面積(ha)	箇所	面積(㎡)	御所	面積(ha)	箇所	面積(㎡)							
合計	1,355	12,71	1,674	233,79	76	102,26	24	124,74	13	180,40	6	81,38	4	29,55	6	4,14	1	8,53	1	46,10	659	397,65	1	0,39	67	3,91	2,534	1,726,84	
奈良市	356	20,66	433	56,35	10	20,54	3	15,66	1	23,20	1	30,68	1	502,80	1	0,16					89	86,56					599	735,35	
大和郡山	68	2,87	11	2,62	6	8,90	1	4,21	1	5,71											40	5,56					19	19,54	
大田市	67	5,15	13	2,14	4	7,90	1	7,81																			20	34,51	
橿原市	124	8,01	204	14,08	5	8,99	1	4,10	2	40,41	1	10,20	1	4,41							19	8,60					234	99,32	
橿原市	59	3,70	26	5,77	1	3,80															1	0,29					31	21,82	
奈良市	30	38,27	23	9,94	3	5,29	2	5,90	1	14,70											74	75,23			62	1,74	165	114,80	
御所市	29	6,13	13	1,07	2	3,62															4	1,15					20	17,79	
生駒市	121	12,58	215	31,02	12	16,88	3	15,31	2	39,39											113	67,16			5	2,17	350	152,16	
香芝市	78	5,23	98	14,80	4	9,63	1	4,57	1	1,68											47	10,12					151	40,80	
葛城市	37	9,38	54	4,18	9	10,96	2	11,80																			66	35,45	
吉野市	28	16,37	40	7,88	3	4,62	2	15,49	2	14,78											1	1,62					48	46,39	
平群町	19	7,89	50	6,69	1	1,40	1	7,00																			52	15,00	
三郷町	23	11,94	55	10,00			2	8,31													21	9,15					78	27,46	
高市町	29	6,51	42	1,78																	2	14,11	1	0,39			46	18,88	
安井町	8	3,69	6	0,91	1	2,04																					7	2,95	
川内町	9	6,58	31	3,42																							31	5,92	
三宅町	7	4,27	10	0,99	1	2,00																					11	2,99	
田原本町	33	3,97	79	10,91	1	2,20																					80	13,11	
高市町	7	5,33	1	0,25			1	3,18																			2	3,73	
明日香村	6	159,92	2	0,25	1	3,26																				1	46,10	1	0,24
上牧町	24	2,63	37	5,15	1	1,16																						38	6,31
上柳町	23	7,44	38	5,27	3	8,19																					2	3,66	
広陵町	34	16,81	16	8,30	5	11,87	1	6,51																			5	1,19	
河合町	18	25,77	34	9,92	2	2,18	1	5,76																			4	1,62	
三理町	5	22,70	3	0,12																								4	11,35
大淀町	19	30,22	31	9,10	2	5,68																					36	39,39	
下山町	5	18,24	3	0,12	1	1,15	1	7,85																				5	9,12

(\*)注 まははろくろくハーク(大和郡山・川内町)で箇所数は大和郡山・川内町、(\*\*)は 馬見山公園(広陵町・河合町)で箇所数は広陵町・河合町としていいます。

表3-2-1 浄化槽設置整備事業(奈良県浄化槽設置整備補助事業)の概要

市町村名	設置事業実施期間	設置基数	市町村名	設置事業実施期間	設置基数
奈良市	平成3年～(実施中)	1,676	曾爾村	平成2年～(実施中)	384
天理市	平成13年～(実施中)	36	御杖村	平成2年～(実施中)	515
橿原市	平成12年～(実施中)	543	高取町	平成13年～(実施中)	200
桜井市	平成17年～(実施中)	105	吉野町	平成10年～(実施中)	363
五條市	平成7年～(実施中)	760	大淀町	平成15年～(実施中)	252
生駒市	平成3年～(実施中)	1,614	下市町	平成12年～(実施中)	192
葛城市	昭和63年～平成4年	24	十津川村	平成6年～(実施中)	481
宇陀市	平成3年～(実施中)	1,567	下北山村	平成1年～(実施中)	313
山添村	平成2年～(実施中)	884	上北山村	平成7年～平成17年	183
平群町	平成2年～(実施中)	284	川上村	平成23年～(実施中)	97
斑鳩町	平成2年～(実施中)	524	東吉野村	平成6年～(実施中)	248
計					11,248

※ 設置基数は、平成26年度末までの実績累計。

表3-2-2 農業集落排水事業の実績(平成27年3月31日現在)

地区名	市町村名	採択年度	完了年度	計画戸数	計画(定住)人口	備考
二階堂(小島)	天理市	昭和49年度	昭和54年度	-	-	流域下水道に接続
二階堂(合場)	天理市	昭和49年度	昭和62年度	-	-	流域下水道に接続
滝	五條市	昭和55年度	昭和58年度	37	180	
長引	奈良市	昭和59年度	昭和61年度	55	240	
尾山	奈良市	昭和61年度	平成2年度	106	515	
石打	奈良市	昭和63年度	平成3年度	140	590	
竹内	葛城市	平成元年度	平成5年度	-	-	流域下水道に接続
切幡	山添村	平成3年度	平成6年度	55	241	
三ヶ谷	山添村	平成4年度	平成8年度	69	237	
椿尾	奈良市	平成5年度	平成13年度	(64)	(294)	中畑地区に接続
香束	吉野町	平成5年度	平成8年度	83	300	
中畑	奈良市	平成6年度	平成13年度	314	1,235	椿尾を含む
藤井	天理市	平成6年度	平成8年度	28	120	
田原	奈良市	平成7年度	平成16年度	444	1,455	
南部	宇陀市	平成8年度	平成13年度	-	-	公共下水道に接続
長滝	天理市	平成8年度	平成10年度	32	120	
東部第1	奈良市	平成9年度	平成18年度	670	1,796	
福貴畑	平群町	平成9年度	平成19年度	95	347	
広瀬	山添村	平成11年度	平成13年度	45	146	
福住	天理市	平成13年度	平成19年度	472	1,457	
東部第2-1	奈良市	平成16年度	平成21年度	255	633	
萱原・仁興	天理市	平成19年度	平成22年度	72	259	
東部第2-2	奈良市	平成21年度	平成26年度	348	951	

表3-2-3 環境基準水域類型指定状況

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 点	告 示		
大和川	大和川上流	桜井市初瀬取入口より上流	A 生物 B	イ	初瀬取入口	S45.9.1 閣議決定生物についてH18.6.30 環告示	
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から大阪府堺市浅香山まで	C 生物 B	ハ	藤井		
	佐保川(1)	三条高橋より上流	B	ロ	三条高橋	S54.2.23 環告示	
	佐保川(2)	三条高橋から大和川合流点まで	C	ロ	額田部高橋		
	秋篠川	全域	C	ハ	佐保川合流点前		
	菩提川	全域	C	ハ	佐保川合流点前	S55.6.6 環告示	
	曾我川(1)	高取川合流点より上流	C	イ	曾我川橋		
	曾我川(2)	高取川合流点から大和川合流点まで	C	ハ	小柳橋		
	葛城川	全域	C	ハ	枯木橋		
	高田川	全域	C	ハ	里合橋	S57.2.23 環告示	
	布留川(1)	みどり橋より上流	A	イ	みどり橋		
	布留川(2)	みどり橋から大和川合流点まで	C	ハ	大和川合流点前		
	寺川(1)	立石橋より上流	A	イ	立石橋		
	寺川(2)	立石橋から大和川合流点まで	C	ハ	吐田橋		
	飛鳥川(1)	神道橋より上流	A	イ	神道橋		H22.3.9 環告示
	飛鳥川(2)	神道橋から大和川合流点まで	C	ハ	保田橋		S57.2.23 環告示
	岡崎川	全域	C	ハ	大和川合流点前		S58.2.22 環告示
	富雄川(1)	芝より上流	B	イ	芝	H22.3.9 環告示	
	富雄川(2)	芝から大和川合流点まで	C	ハ	弋鳥橋		
	竜田川	全域	C	イ	竜田大橋	S58.2.22 環告示	
葛下川	全域	C	ハ	だるま橋			
紀の川 吉野川	紀の川(1)	津風呂川合流点より上流 (大迫ダム貯水池(全域)を除く。)	A A 生物 B	イ	橋井不動橋	S47.11.6 環告示 生物について H22.9.24 環告示	
	紀の川(2)	津風呂川合流点から河口まで (大迫ダム貯水池(全域)を除く。)	A 生物 B	イ	大川橋		
	秋野川	全域	B	ハ	秋野川流末	H5.4.2 環告示	
	丹生川	全域	A	イ	丹生川流末		
大迫ダム貯水池	全域	湖沼 A III 生物 B	イ	大迫ダムダムサイト	H15.3.27 環告示 生物について H22.9.24 環告示		
流川	宇陀川上流	新大東橋より上流	AA	イ	新大東橋	S52.2.1 環告示	
	宇陀川中流	新大東橋から室生ダム湖まで(本郷川、井の谷川、町並川、香酔川および池谷川を含み室生ダム湖を除く)	A	イ	高倉橋	H5.4.2 環告示	
	宇陀川下流	室生ダム湖ダムサイトから三重県境まで(北川を含む)	A	イ	辻堂橋	S52.2.1 環告示	
	黒木川	全域	AA	イ	宇陀川合流点前		
	中山川	全域	A	イ	宇陀川合流点前	H5.4.2 環告示	
	笠間川	全域	A	ロ	宇陀川合流点前		
	芳野川上流	岩脇橋より上流	AA	イ	岩脇橋	S52.2.1 環告示	
	芳野川下流	岩脇橋から宇陀川合流点まで	A	イ	木綿橋		
	宇賀志川	全域	AA	イ	芳野川合流点前	S52.2.1 環告示	
	四郷川上流	和田井堰より上流	AA	イ	和田井堰	H22.3.9 環告示	
	四郷川下流	和田井堰から芳野川合流点まで	A	イ	岩崎橋		
	母里川	全域	A	イ	芳野川合流点前	S52.2.1 環告示	
	内牧川	全域	AA	イ	宇陀川合流点前		
	天満川	全域	A	イ	室生ダム湖合流点前		
	宮川	全域	AA	イ	室生ダム湖合流点前		
	鯉守川	全域	AA	イ	室生ダム湖合流点前		
	深谷川	全域	AA	イ	室生ダム湖合流点前		
	大野川	全域	AA	イ	宇陀川合流点前	H5.4.2 環告示	
	室生川	全域	AA	イ	鳥谷取水口		
	高寺川	全域	AA	イ	宇陀川合流点前	S52.2.1 環告示	
	飯屋川	全域	AA	イ	宇陀川合流点前		
	滝谷川	全域	AA	イ	宇陀川合流点前	H5.4.2 環告示	
	室生ダム湖	全域	湖沼A	イ	県営水道取水口付近		
	笠間川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	笠間川流末	H5.4.2 環告示	
	遅瀬川	全域	A	イ	金比羅橋		
	布目川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	鷺千代橋		
白砂川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	白砂川流末	H16.4.2 環告示		
布目ダム湖	全域	湖沼 A II (全窒素を除く)	ハ	布目ダム湖取水口			
新宮川	熊野川上流	芦瀬瀬川合流点より上流 ただし猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く	AA	イ	上野地 小原橋	S52.12.6 環告示	
	熊野川下流	芦瀬瀬川合流点から和歌山県境まで	A	ロ	二津野ダム湖取水口		
	北山川上流	池原ダム湖ダムサイトより上流 ただし池原ダム湖を除く	AA	イ	北山大橋		
	北山川下流	池原ダム湖ダムサイトから下流で奈良県の区域に属する水域	AA	ロ	小口橋		
	洞川	全域	AA	ロ	持影橋		
	川原橋川	全域	AA	イ	川原橋取水口		
	猿谷ダム湖	全域	湖沼A※	ロ	猿谷ダム湖取水口		
	風屋ダム湖	全域	湖沼A※	ロ	風屋ダム湖取水口		
	池原ダム湖	全域	湖沼A	ロ	池原ダム湖取水口		
	坂本ダム湖	全域	湖沼A	ロ	坂本ダム湖取水口		

(注) 達成期間「イ」は、直ちに達成  
「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成  
「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成  
類型「※」は、SSについてのみ1月～6月及び10月～12月B-ロ、7月～9月C-ロ

表3-2-4 水質汚濁に係る環境基準

[水質汚濁に係る環境基準について昭和46年環境庁告示第59号]

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg / 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / 以下
六価クロム	0.05mg / 以下
ひ素	0.01mg / 以下
総水銀	0.0005mg / 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / 以下
四塩化炭素	0.002mg / 以下
1,2 -ジクロロエタン	0.004mg / 以下
1,1 -ジクロロエチレン	0.1mg / 以下
シス - 1,2 -ジクロロエチレン	0.04mg / 以下
1,1,1 -トリクロロエタン	1mg / 以下
1,1,2 -トリクロロエタン	0.006mg / 以下
トリクロロエチレン	0.01mg / 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / 以下
1,3 -ジクロロプロペン	0.002mg / 以下
チウラム	0.006mg / 以下
シマジン	0.003mg / 以下
チオベンカルブ	0.02mg / 以下
ベンゼン	0.01mg / 以下
セレン	0.01mg / 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / 以下
ふっ素	0.8mg / 以下
ほう素	1mg / 以下
1,4 -ジオキサン	0.05mg / 以下

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(2)生活環境保全に関する環境基準

①河川(湖沼を除く)

ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ ml 100以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水道3級水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下	
C	水産3級工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級環境 保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—	

(備考) 基準値は日間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる)

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度



イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	LAS	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下	0.001mg / ℓ 以下	0.03mg / ℓ 以下	水域 類型ごと に指定 する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下	0.0006mg / ℓ 以下	0.02mg / ℓ 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下	0.002mg / ℓ 以下	0.05mg / ℓ 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下	0.002mg / ℓ 以下	0.04mg / ℓ 以下	

(備考) 基準値は年間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる)  
LAS: 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数	
AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg / ℓ 以下	1mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	50MPN / 100ml以下	水域 類型ごと に指定 する水 域
A	水道2、3級水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000MPN / 100ml以下	
B	水産3級工業用水1級農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg / ℓ 以下	15mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	—	
C	工業用水2級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg / ℓ 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg / ℓ 以上	—	

(注) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等富栄養湖型の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg / ℓ 以下	0.005mg / ℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg / ℓ 以下	0.01mg / ℓ 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg / ℓ 以下	0.03mg / ℓ 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg / ℓ 以下	0.05mg / ℓ 以下	
Ⅴ	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg / ℓ 以下	0.1mg / ℓ 以下	

（注）水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ)河川のイ)に同じ

表3-2-5 地下水質測定結果総括表 (平成26年度)

項目名	概況調査数	検出数	うち基準値超過数	継続監視調査数	検出数	うち基準値超過数	環境基準値	最大検出濃度
カドミウム	67	2	0				0.003	0.0004
全シアン	67	0	0				ND	<0.1
鉛	67	6	1	2	2	0	0.01	0.013
六価クロム	67	0	0				0.05	<0.01
ヒ素	67	10	1				0.01	0.018
総水銀	67	0	0				0.0005	<0.0005
P C B	67	0	0				ND	<0.0005
アルキル水銀	0	0	0				ND	ND
ジクロロメタン	67	0	0				0.02	<0.0002
四塩化炭素	67	0	0				0.002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	67	0	0				0.002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	67	0	0				0.004	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	67	0	0				0.1	<0.0002
1,2-ジクロロエチレン	67	0	0				0.04	<0.0004
1,1,1-トリクロロエタン	67	0	0				1.0	<0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	67	0	0				0.006	<0.0002
トリクロロエチレン	67	0	0				0.03	<0.0002
テトラクロロエチレン	67	1	0				0.01	0.0003
1,3-ジクロロプロペン	67	0	0				0.002	<0.0004
チウラム	67	0	0				0.006	<0.001
シマジン	67	0	0				0.003	<0.0003
チオベンカルブ	67	0	0				0.02	<0.002
ベンゼン	67	0	0				0.01	<0.0002
セレン	67	0	0				0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	67	61	0	2	2	1	10	21
ふっ素	67	16	0				0.8	0.2
ほう素	67	47	1				1.0	1.4
1,4-ジオキサン	67	0	0				0.05	<0.005

(注)・環境基準値及び最大検出濃度 単位:mg/ℓ、ND:不検出

例:<0.1→検出下限値0.1未満であったことを示す。

・アルキル水銀は総水銀が検出された場合のみ測定。

表3-2-6 異常水質発生状況

番号	状 況	場 所	発 生 年 月 日
1	油流出	田原本町大字宮古（周辺水路）	平成 26 年 4 月 18 日
2	魚へい死	生駒市下田原（淀川水系天野川、穴虫川）	平成 26 年 4 月 23 日
3	薬品流出	生駒市鹿ノ台（淀川水系山田川）	平成 26 年 4 月 24 日
4	油流出	五條市上野町（紀の川水系脇、池）	平成 26 年 5 月 12 日
5	魚へい死	大和高田市野口（周辺水路）	平成 26 年 5 月 22 日
6	白濁水	葛城市太田（周辺水路）	平成 26 年 5 月 30 日
7	油流出	生駒市高山町（大和川水系富雄川）	平成 26 年 6 月 10 日
8	泡発生	橿原市川西町（周辺水路）	平成 26 年 6 月 12 日
9	薬品流出	生駒市北田原町（淀川水系穴虫川）	平成 26 年 6 月 20 日
10	油流出	桜井市大泉（周辺水路）	平成 26 年 6 月 26 日
11	油流出	広陵町広瀬（周辺水路）	平成 26 年 7 月 10 日
12	油流出	橿原市石川町（周辺水路）	平成 26 年 7 月 15 日
13	油流出	斑鳩町幸町（大和川水系秋葉川）	平成 26 年 8 月 2 日
14	魚へい死	広陵町白濟（大和川水系広瀬川）	平成 26 年 8 月 7 日
15	魚へい死	天理市石上町（周辺水路）	平成 26 年 8 月 8 日
16	油流出	十津川村二津野（新宮川水系二津野ダム）	平成 26 年 8 月 12 日
17	油流出	五條市大塔町（新宮川水系猿谷ダム）	平成 26 年 8 月 15 日
18	油流出	大和高田市大字池田（周辺水路）	平成 26 年 8 月 25 日
19	濁水流出	山添村大字北野（淀川水系深川）	平成 26 年 9 月 8 日
20	白濁水	大和郡山市小泉町（周辺水路）	平成 26 年 9 月 18 日
21	白濁水	田原本町宮古（大和川水系かんでん川）	平成 26 年 9 月 30 日
22	魚へい死・薬品流出	天理市二階堂（周辺水路）	平成 26 年 10 月 21 日
23	魚へい死・薬品流出	葛城市疋田（大和川水系太田川）	平成 26 年 10 月 23 日
24	薬品流出	三宅町伴堂（周辺水路）	平成 26 年 10 月 29 日
25	油流出	生駒市高山町（大和川水系富雄川）	平成 26 年 10 月 31 日
26	魚へい死	田原本町室町（周辺水路）	平成 26 年 11 月 7 日
27	白濁水	生駒市北田原町（周辺水路）	平成 26 年 11 月 11 日
28	油流出	葛城市忍海（大和川水系葛城川）	平成 26 年 11 月 19 日
29	油流出	生駒市北田原町（周辺水路）	平成 26 年 12 月 7 日
30	油流出	桜井市三輪（周辺水路）	平成 26 年 12 月 15 日
31	油流出	五條市野原東（紀の川水系東谷川）	平成 26 年 12 月 27 日
32	油流出	天理市富堂町（大和川水系富堂川）	平成 27 年 1 月 7 日
33	油流出	葛城市今城（大和川水系住吉川）	平成 27 年 1 月 27 日
34	油流出	生駒市高山町（大和川水系富雄川）	平成 27 年 2 月 19 日
35	薬品流出	三宅町伴堂（周辺水路）	平成 27 年 2 月 27 日
36	油流出	橿原市上品寺町（周辺水路）	平成 27 年 3 月 2 日
37	白濁水	生駒市元町（周辺水路）	平成 27 年 3 月 3 日
38	油流出	田原本町満田（大和川水系飛鳥川、屋就川）	平成 27 年 3 月 28 日

表3-2-7 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による業種別特定事業場数（平成27年3月31日現在）

水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業種名	特定事業場（水濁法第5条第1項及び第2項の届出）				特定事業場（瀬戸内海法第5条第1項の許可）				総合計	
		一日当 たりの平均 排水量 50ml以上 の事業場	うち、有 害物質使 用特定事 業場	一日当 たりの平均 排水量 50ml未満 の事業場	うち、有 害物質使 用特定事 業場	合計	一日当 たりの平均 排水量 50ml以上 の事業場	うち、有 害物質使 用特定事 業場	一日当 たりの平均 排水量 50ml未満 の事業場		うち、有 害物質使 用特定事 業場
1	鉱業			1		1					1
1の2	畜産農業			77		77	1			1	78
2	畜産食料品製造業			14		14					14
3	水産食料品製造業										
4	保存食料品製造業			8		8	3			3	11
5	味噌・調味料製造業			23		23					23
6	小麦粉製造業			1		1					1
7	砂糖製造業			1		1	1			1	2
8	製あん業			7		7	1			1	8
9	米菓・こうじ製造業			22		22					22
10	飲料製造業			89		89					89
11	有機質肥料製造業			1		1	2			2	3
12	動植物油脂製造業			5		5					5
13	イースト製造業										
14	でん粉製造業			6		6	1			1	7
15	水あめ製造業			1		1					1
16	めん類製造業			74		74	3			3	77
17	豆腐製造業			179		179	3			3	182
18	インスタントコーヒー製造業										
18の2	冷凍食品製造業			2		2					2
18の3	たばこ製造業										
19	紡績業・繊維製品製造業			27	2	27	28			28	55
20	洗毛業			2		2					2
21	化学繊維製造業										
21の2	製材業			1		1					1
21の3	合板製造業			5		5					5
21の4	パーティクルボード製造業			1		1					1
22	木材薬品処理業			3		3					3
23	製紙業										
23の2	印刷業・出版業			19	7	19	1			1	20
24	化学肥料製造業			9		9					9
25	か性ソーダ製造業										
26	無機顔料製造業			1		1	2			2	3
27	無機化学工業製品製造業			2		2	1			1	3
28	アセチレン誘導品製造業										
29	コールドタル製造業			1		1					1
30	発酵工業										
31	メタン誘導品製造業										
32	有機顔料製造業										
33	合成樹脂製造業										
34	合成ゴム製造業			4		4					4
35	有機ゴム薬品製造業						1			1	1
36	合成洗剤製造業			1		1					1
37	石油化学工業										
38	石けん製造業						3	1		3	3
38の2	界面活性剤製造業										
39	硬化油製造業										
40	脂肪酸製造業										
41	香料製造業										
42	ゼラチン・にかわ製造業			2		2					2
43	写真感光材料製造業			1		1					1
44	天然樹脂製品製造業										
45	木材化学工業			1		1					1
46	有機化学工業製品製造業			11	1	11	1		1	2	13
47	医薬品製造業						3			3	3
48	火薬製造業										
49	農薬製造業										
50	試薬製造業										
51	石油精製業										
51の2	工業用ゴム製品製造業			1		1	1	1		1	2
51の3	医療用ゴム製品製造業										
52	皮革製造業			60		60					60
53	ガラス製品製造業			4	2	4					4
54	セメント製品製造業			14		14			1	1	15
55	生コンクリート製造業	6		77		83	2		1	3	86
56	有機質砂かべ材製造業										
57	人造黒鉛電極製造業										
58	窯業原料精製業			1		1					1
59	砕石業			11		11					11
60	砂利採取業			13		13	3			3	16

水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業種名	特定事業場（水濁法第5条第1項及び第2項の届出）				特定事業場（瀬戸内海法第5条第1項の許可）				総合計	
		一日当 たりの平均 排水量 50m <sup>3</sup> 以上 の事業場	うち、有 害物質使 用特定事 業場	一日当 たりの平均 排水量 50m <sup>3</sup> 未満 の事業場	うち、有 害物質使 用特定事 業場	合計	一日当 たりの平均 排水量 50m <sup>3</sup> 以上 の事業場	うち、有 害物質使 用特定事 業場	一日当 たりの平均 排水量 50m <sup>3</sup> 未満 の事業場		うち、有 害物質使 用特定事 業場
61	鉄鋼業			1		1					1
62	非鉄金属製造業			5	2	5	2			2	7
63	金属製品製造業			10	1	10	1	1		1	11
63の2	空きびん卸売業										
63の3	石炭火力発電所										
64	ガス供給業										
64の2	水道施設			40	8	40	4			4	44
65	酸・アルカリ表面処理施設	2	2	25	11	27	19	9		19	46
66	電気メッキ施設			11	2	11	6	3		6	17
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設										
66の3	旅館業	6		553		559	13		1	14	573
66の4	共同調理場	2		7		9	1		1	2	11
66の5	弁当製造業			3		3	1			1	4
66の6	飲食店	4		12		16	23		1	24	40
66の7	飲食店（軽食）										
66の8	飲食店（料亭等）										
67	洗たく業	1	1	257	34	258	1			1	259
68	写真現像業			78	20	78	2	1		2	80
68の2	病院			7	5	7	6			6	13
69	と畜業										
69の2	中央卸売市場										
69の3	地方卸売市場										
70	廃油処理施設										
70の2	自動車分解整備事業			1		1					1
71	自動式車両洗浄施設			261		261	1			2	262
71の2	試験研究機関			79	6	79	2	1	2	4	83
71の3	一般廃棄物処理施設			40	1	40	3	2		3	43
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3					3
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	5	13	13	18					18
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設			2	2	2					2
72	し尿処理施設	43		68	13	111	70			70	181
73	下水道終末処理施設	8				8					8
74	特定事業場から排出される水の処理施設										
-	指定地域特定施設	134		289		423					423
合計		211	8	2548	130	2759	216	19	8	224	2983

表3-2-8 上乗せ基準の設定状況(平成27年3月31日現在)

対象水域	有害物質についての規制の概要	生活環境項目についての規制の概要	生活環境項目に関して1日当りの平均排水量が50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場を規制対象としているもの
全ての公共用水域	<p>(対象物質) カドミウム及びその化合物、シアン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトル及びEPNに限る。)、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(対象事業場) 有害物質を使用する一部の特定事業場(新增設に限る)</p> <p>(許容限度) カドミウム及びその化合物 0.01mg/ℓ 6価クロム化合物 0.05mg/ℓ 砒素及びその化合物 0.05mg/ℓ シアン化合物、有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトル及びEPNに限る。)、総水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニルについては検出されないこと</p>	<p>(対象物質) BOD、SS</p> <p>(対象事業場) 日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場</p> <p>(許容限度) 新設事業場 BOD 25 (20) SS 90 (70) 既設事業場 BOD 70 (50) SS 100 (80)</p> <p>染色業・浄化槽は別基準</p>	<p>(排水量の裾切り) 10m<sup>3</sup>/日以上</p> <p>(対象事業場) 汚濁負荷が著しい一部の特定事業場(新增設に限る)又は、風致地区等一部の地域で新增設される特定事業場 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」</p>

表3-2-9 平成26年度ゴルフ場使用農薬調査結果

	農薬名	調査ゴルフ場数	指針値超過ゴルフ場数	環境省暫定指導指針値 (mg/ℓ)	調査検体の最高検出値 (mg/ℓ)	検出数 調査検体数	
殺虫剤	アセフェート	24	0	0.063	検出なし	0 / 24	
	イソキサチオン	24	0	0.08	検出なし	0 / 24	
	エトフェンプロックス	11	0	0.82	検出なし	0 / 11	
	クロルピリホス	24	0	0.02	検出なし	0 / 24	
	ダイアジノン	24	0	0.05	検出なし	0 / 24	
	フェニトロチオン	24	0	0.03	検出なし	0 / 24	
	ペルメトリン	13	0	1	検出なし	0 / 13	
殺菌剤	アゾキシストロビン	24	0	4.7	検出なし	0 / 24	
	イソプロチオラン	24	0	2.6	検出なし	0 / 24	
	イプロジオン	24	0	3	検出なし	0 / 24	
	エトリジアゾール	13	0	0.04	検出なし	0 / 13	
	オキシシン銅	13	0	0.4	検出なし	0 / 13	
	キャプタン	24	0	3	検出なし	0 / 24	
	クロロタロニル	24	0	0.4	検出なし	0 / 24	
	クロロネブ	24	0	0.5	検出なし	0 / 24	
	チウラム	24	0	0.2	検出なし	0 / 24	
	トルクロホスメチル	24	0	2	検出なし	0 / 24	
	フルトラニル	24	0	2.3	検出なし	0 / 24	
	プロピコナゾール	24	0	0.5	検出なし	0 / 24	
	ペンシクロン	24	0	1.4	検出なし	0 / 24	
	メタラキシル・メタラキシル M	24	0	0.58	検出なし	0 / 24	
	メプロニル	24	0	1	検出なし	0 / 24	
	除草剤	アシュラム	24	0	2	0.004	6 / 24
		アラクロール	11	0	0.2	検出なし	0 / 11
カフェンストロール		11	0	0.07	検出なし	0 / 11	
ジチオピル		11	0	0.095	検出なし	0 / 24	
シデュロン		11	0	3	検出なし	0 / 24	
シマジン		24	0	0.03	検出なし	0 / 24	
トリクロピル		24	0	0.06	検出なし	0 / 24	
ナプロパミド		24	0	0.3	検出なし	0 / 24	
ハロスルフロンメチル		24	0	2.6	検出なし	0 / 24	
ピリブチカルブ		24	0	0.23	検出なし	0 / 24	
ブタミホス		24	0	0.2	検出なし	0 / 24	
フラザスルフロン		24	0	0.3	検出なし	0 / 24	
プロピザミド		24	0	0.5	0.001	2 / 24	
ペンディメタリン		24	0	3.1	検出なし	0 / 24	
ベンフルラリン		24	0	0.1	検出なし	0 / 24	
メコプロップ・メコプロップ P		24	0	0.47	検出なし	0 / 24	
						8 / 840	



表4-5-1 光化学スモッグ広報伝達機構(平成26年4月1日現在)

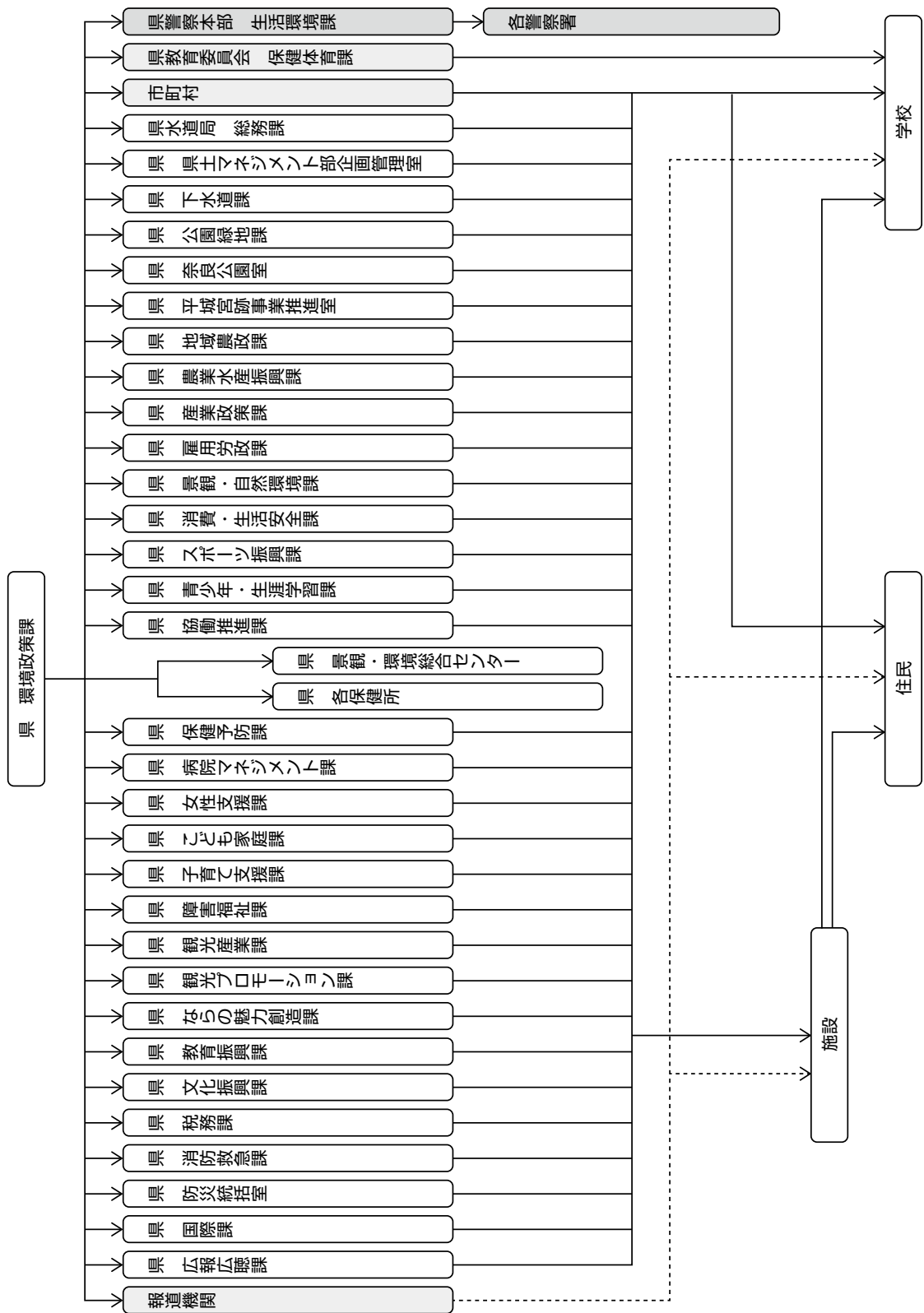


表4-5-1 注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値※3	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
	日平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		5時～7時 1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	5時～12時 1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I (環境基準)	70以下 35以下※1	特に行動を制限する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下

- ※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準  
PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値  $35\ \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、日平均値の年間98パーセントイル値で評価
- ※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等
- ※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値  
一般局のすべての局で1時間値が2時間連続して  $50\ \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下に改善した場合、注意喚起を解除(なお、注意喚起が解除されない場合でも、当日の24時をもって自動解除)
- (注) 平成25年3月の注意喚起運用以降、暫定指針値の日平均値  $70\ \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた日はありません。

表4-5-2 光化学スモッグ広報発令状況表 (平成26年度)

月 日	予 報				注 意 報			
	番号	発令時間	地域	Ox 濃度 ppm	番号	発令、解除時間	地域	Ox 濃度 ppm
6月1日	1	13:00	北部	生駒局 0.107	1			
		13:00	中部	王寺局 0.113		15:00, 18:30	中部	王寺局 0.143
		13:00	南部	高田局 0.113		15:00, 18:30	南部	高田局 0.127
6月2日	2	13:00	北部	生駒局 0.098				
		13:00	中部	王寺局 0.107				
		13:00	南部	高田局 0.111				

(注) 予報の解除は、午後5時としている。

表4-5-3 光化学スモッグ広報発令基準

広報区分	発令基準
予報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.08ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
注意報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.24ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
重大警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.40ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき

表4-5-4 光化学スモッグ広報発令地域区分

発令地域	該当市町村
大和平野北部	奈良市・生駒市・大和郡山市
大和平野中部	天理市・香芝市・王寺町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町
大和平野南部	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村

表4-5-5 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措置事項
予報	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること</li> <li>(2) 屋外での特に過激な運動はさけること</li> <li>(3) 目やのどに刺激を感じた人には、洗顔、うがいをすることを指導すること</li> </ul>
注意報	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ることを指導すること</li> <li>(2) 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導すること</li> <li>(3) のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをすることを指導すること</li> <li>(4) 症状のひどい人には、医師の指示を受けることを指導すること</li> <li>(5) 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること</li> <li>(6) 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請すること</li> <li>(7) 排出ガスを毎時1万立方メートル以上を排出する工場及び事業場（以下「関係事業場」という。）に対し、排出ガス量の減少を行うよう勧告すること</li> </ul>
警報	注意報の各措置事項の徹底をはかること
重大警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校及び施設では、屋外での運動をさけ、屋内に入ることを徹底をはかること</li> <li>(2) 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請すること</li> <li>(3) 工場又は事業場での屋外燃焼行為をしないよう命令すること</li> <li>(4) 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること</li> </ul>

(注) この表の措置事項のうち注意報の(5)・(6)・(7)及び重大警報の(2)・(3)・(4)は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づくものであること。

図5-1-1 廃棄物の分類

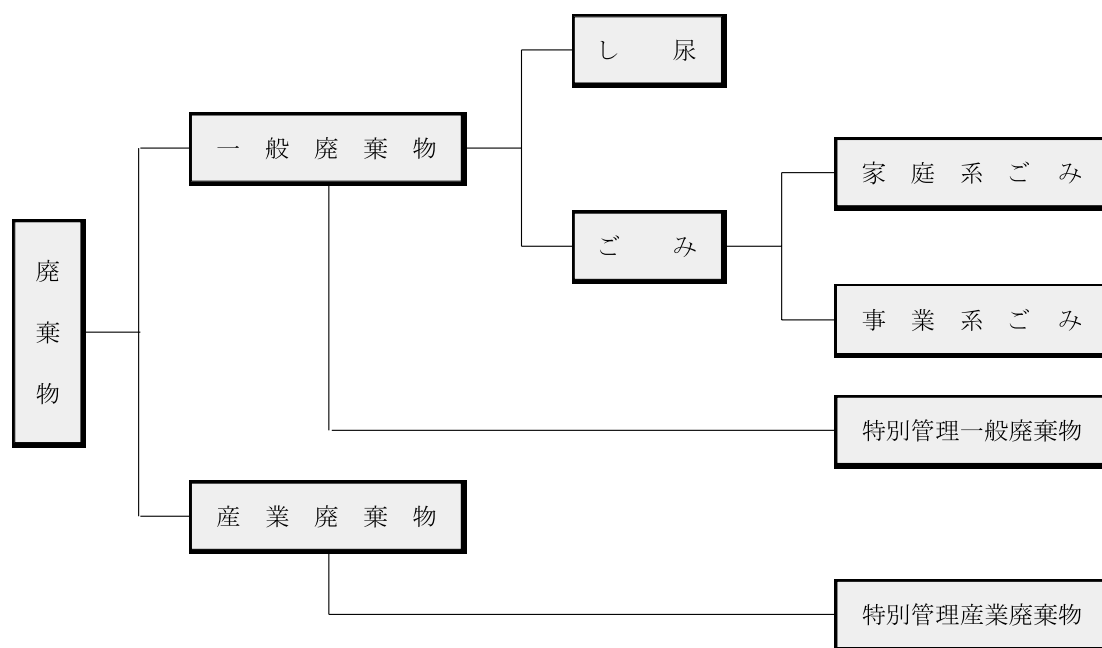


表5-1-1 ごみ処理の状況(各年度3月31日現在)

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画処理区域 内人口	収集人口(人)	1,420,895	1,417,151	1,411,454	1,404,418	1,404,418
	1,422,362					
	自家処理人口(人)	0	0	0	0	0
	計(人)	1,420,895	1,417,151	1,411,454	1,404,418	1,404,418
年間発生量(トン)		490,375	481,895	475,295	470,054	470,504
発生内訳	計画収集(トン)	408,765	400,572	450,909	395,924	398,209
	直接搬入(トン)	55,086	55,268	52,600	52,564	48,471
	集団回収(トン)	26,524	26,055	24,386	21,626	23,824
年間処理量(トン)		463,851	455,873	453,979	443,589	449,560
処理内訳	直接焼却(トン)	390,894	381,283	381,344	374,340	378,747
	直接埋立(トン)	2,627	2,642	2,508	2,147	1,987
	直接資源化(トン)	17,615	18,343	16,842	16,308	16,080
	中間処理(トン)	54,852	53,605	53,285	50,794	52,746

表5-1-2 ごみ処理(焼却処理)施設の整備状況(平成25年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京 5 - 2	360	全連	S 60.8
		120	全連	S 57.3
大和高田市	大和高田市今里川合方 23	150	全連	S 61.3
大和郡山市	大和郡山市九条町 80	180	全連	S 60.11
天理市	天理市嘉幡町 189	220	全連	S 57.3
橿原市	橿原市川西町 1038 - 2	255	全連	H 15.4
桜井市	桜井市浅古 485 - 1	150	全連	H 14.11
五條市	五條市北山町 932	70	准連	H 6.9
御所市	御所市栗阪 975	72	准連(休止中)	H 6.9
生駒市	生駒市俵口町 2116 - 91	220	全連	H 3.3
葛城市	葛城市笛堂 282	52	准連	S 48.4
宇陀市	宇陀市大宇陀区岩清水 1820	27	機バ	H 9.8
東宇陀環境衛生組合	宇陀市室生区大野 3783	20	機バ	H 8.6
平群町	平群町椿井 1737	35	機バ	H 4.3
三郷町	三郷町勢野 2141	40	准連	H 2.3
斑鳩町	斑鳩町幸前 207	40	機バ(休止中)	S 57.3
安堵町	安堵町笠目 326 - 1	20	機バ	H 3.10
田原本町	田原本町西竹田 279	60	准連	S 60.11
明日香村	明日香村畑 678	6	機バ	H 14.3
上牧町	香芝市上中 3350	15	機バ	S 46.3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺 615	150	全連	S 57.2
河合町	河合町山坊 683 - 1	30	機バ	S 52.2
吉野広域行政組合	吉野町立野 767 - 2	25	機バ	H 4.6
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	40	准連	H 6.3
下市町	下市町新住 1010	20	機バ(休止中)	S 61.6
十津川村	十津川村高滝 190 - 1	10	機バ	H 4.8
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原 798 - 2	5	機バ	H 15.3
計	27 施設	2,392 t/日		

※処理方式欄の「全連」は連続燃焼式、「准連」は准連続燃焼式、「機バ」は機械化バッチ燃焼式。

表5-1-3 ごみ燃料化施設の整備状況(平成25年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
広陵町	広陵町古寺 81	35	RDF・炭化	S 19.2

表5-1-4 粗大ごみ処理施設の整備状況(平成25年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力(t/日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京5-2	100	破碎	H 1.3
大和高田市	大和高田市今里川合方23	30	併用	S 58.3
天理市	天理市嘉幡町189	50	併用	S 52.3
五條市	五條市北山町932	25	破碎	H 6.9
御所市	御所市栗阪975	15	併用(休止中)	H 6.9
三郷町	三郷町勢野2141	9	圧縮	H 2.3
田原本町	田原本町西竹田279	15	併用	S 60.11
河合町	河合町山坊683-1	6	併用	H 3.3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺615	30	併用	S 57.6
吉野広域行政組合	吉野町立野767-2	13	併用	H 5.5
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	8	併用	H 6.3
計	11施設	301 t/日		

※処理方式欄の「併用」は可燃性及び不燃性粗大ごみを破碎(粉碎)する施設

「圧縮」は不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

「破碎」は原則として家具等可燃性粗大ごみを破碎することにより、容易に焼却できるよう処理する施設

表5-1-5 廃棄物再生利用(リサイクル)施設の整備状況(平成25年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力(t/日)	処理方式	竣工年月
橿原市	橿原市東竹田町1-1	47	破碎・圧縮機械選別	H 14.3
桜井市	桜井市浅古485-1	30	破碎・圧縮機械選別	H 15.3
五條市	五條市北山町932	7	圧縮機械選別	H 16.3
広陵町	広陵町古寺81	10	破碎・圧縮機械選別	H 19.2
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	4	磁選別手選別	H 6.3
計	5施設			98 t/日

表5-1-6 大阪湾フェニックス利用の状況

年度	一般廃棄物		産業廃棄物	
	市町村数	搬入量(トン)	事業所	搬入量(トン)
平成15年度	25	45,186	13	1,442
平成16年度	25	42,425	11	1,661
平成17年度	25	39,932	11	1,585
平成18年度	26	38,494	11	1,798
平成19年度	26	36,706	34	3,130
平成20年度	26	39,071	33	4,645
平成21年度	26	40,834	15	2,827
平成22年度	26	40,369	12	3,747
平成23年度	26	40,696	15	4,100
平成24年度	27	40,322	30	3,064
平成25年度	26	38,822	26	2,948
平成26年度	26	36,935	21	2,561

表5-1-7 し尿処理の状況(各年度3月31日現在)

区分			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総人口			(人) 1,420,895	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418
計画処理区域内人口	水洗化人口	公共下水道	(人) 918,974	937,027	950,550	962,510	975,065
		浄化槽	(人) 382,254 + 5,416 (コミプラ)	374,029 + 6,715 (コミプラ)	364,960 + 4,880 (コミプラ)	355,012 + 4,911 (コミプラ)	339,818 + 4,355 (コミプラ)
	収集人口		(人) 113,509	98,937	90,643	86,827	84,918
	自家処理人口		(人) 742	443	421	315	282
	計		(人) 1,420,895	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418
	年間収集量		(kl) 261,050	249,455	238,407	250,383	245,572
処理内訳	施設処理		(kl) 260,592	249,013	237,072	249,729	243,697
	海洋投入		(kl) 0	0	0	0	0
	その他処理		(kl) 458	442	1,335	654	1,875

※計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在  
 浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む

表5-1-8 し尿処理施設の整備状況(平成25年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力(kl/日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市大安寺西 2 丁目 281	90	高負荷膜分離	H 15.3
大和郡山市	大和郡山市本庄町 316	66	高負荷	H 5.3
天理市	天理市嘉幡町 189	57	高負荷	H 4.10
橿原市	橿原市東竹田町 148 - 1	96	高負荷限外膜膜分離	H 19.3
桜井市	桜井市浅古 485 - 2	51	高負荷限外膜	H 3.3
五條市	五條市二見 5 丁目 4 - 2	76	嫌	S 53.3
生駒市	生駒市北田原町 2476 - 8	80	高負荷膜分離	H 13.3
斑鳩町	斑鳩町神南	40	好希釈	S 52.3
田原本町	田原本町黒田 50 - 1	50	標脱	S 58.3
下市町	下市町新住 1010	25	高負荷	H 23.3
十津川村	十津川村高滝 190 - 1	6	高負荷膜分離	H 22.4
山辺環境衛生組合	山添村遅瀬 2384	20	高負荷	S 63.3
宇陀衛生一部事務組合	宇陀市大宇陀区和田 262	35	高負荷	S 63.3
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	3	好	S 46.3
葛城地区清掃事務組合	御所市僧堂 333	240	高負荷膜分離	H 15.3
計	15 施設	935 t/日		

※処理方式欄の「嫌」は、嫌気性消化・活性汚泥処理方式  
 「好」は、好気性消化・活性汚泥処理方式  
 「好一」は、好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式  
 「標脱」は、好気性処理のうち標準脱窒素処理方式(旧低二段)  
 「好希釈」は、好気性処理のうち希釈ばっ気活性汚泥処理方式  
 「高負荷」は、生物学的脱窒素処理方式のうち高負荷脱窒素処理方式  
 「膜分離」は、膜分離処理方式  
 「限外膜」は、限外ろ過膜処理方式

表5-1-9 地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)の整備状況(平成25年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力	(m <sup>3</sup> /年)	処理方式
大和郡山市	大和郡山市矢田山町	342,911	標準活性汚泥方式	S 44
三郷町	三郷町南畑	9,131	標準活用汚泥方式	S 50
	三郷町勢野	117,430		S 54
	三郷町勢野4丁目	29,941		S 61
計	4施設			499,413m <sup>3</sup> /年

表5-1-10 浄化槽の設置状況(平成27年3月31日現在)

設置基数[基]	単独処理浄化槽	73,607
	合併処理浄化槽	30,189
	計	103,796

表5-1-11 浄化槽設置届出状況(最近5年間)

設置基数[基]	平成22年度	1,338
	平成23年度	1,191
	平成24年度	1,131
	平成25年度	1,222
	平成26年度	954



表5-1-12 産業廃棄物の種類

種類	内容	
法律	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	(2) 汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす赤泥、炭酸カルシウムかすなど
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチなど
	(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
政令	(1) 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙、板紙のくず
	(2) 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る
	(3) 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(4) 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生じる、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	(5) 動物性固定不要物	と畜場において、と殺または解体された獣畜及び食鳥処理場において、処理された食鳥にかかる固形状の不要物
	(6) ゴムくず	天然ゴムくず
	(7) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(8) ガラスくず等	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（(9)を除く）など
	(9) 鉱さい	高炉、平炉、電気炉などの残渣、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉かす
	(10) がれき類	工作物の新築、改築又は除去にともなって生じるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
	(11) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	(12) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	(13) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類に掲げるものでPCBが塗布された紙くず若しくはPCBが付着し、又は封入された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
	(14) 上記(1)～(6)及び(1)～(12)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	(14) 上記(1)～(6)及び(1)～(12)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
特別管理産業廃棄物	(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油
	(2) 廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の著しい腐食性を有する廃酸
	(3) 廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
	(4) 感染性産業廃棄物	病院、診療所等の医療関係機関等から発生する血液、使用済みの注射針などの、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物、又はこれらのおそれ
	(5) 特定有害産業廃棄物	以下に掲げる産業廃棄物
	① 廃PCB等	廃PCBやPCBを含む廃油
	② PCB汚染物	PCBが染み込んだ木くず、繊維くず
	③ PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものであって環境省令に定める基準に適合しないもの
	④ 廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等の用具・器具、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿及びその事業場から排出されるプラスチックシート等の用具・器具
	⑤ 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん又は政令に掲げる産業廃棄物のうち、一定のものであって、有害物質(*)について、厚生省令で定める基準に適合しないもの	(*) アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

表5-1-13 産業廃棄物の種類別排出及び処理状況(平成22年度推計値)(単位:千トン/年)

種類	排出量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	排出量	割合	再生利用量	割合	中間処理による減量化量	割合	最終処分量	割合
燃え殻	0	100%	0	—	0	—	0	—
汚泥	799	100%	95	12%	674	84%	30	4%
廃油	12	100%	3	28%	9	71%	0	1%
廃酸	8	100%	3	40%	5	60%	0	0%
廃アルカリ	3	100%	1	19%	2	81%	0	0%
廃プラスチック類	46	100%	30	66%	4	10%	11	24%
紙くず	7	100%	7	99%	0	1%	0	0%
木くず	43	100%	38	90%	3	7%	1	3%
繊維くず	2	100%	0	15%	1	75%	0	10%
動植物性残渣	8	100%	2	26%	5	68%	0	6%
ゴムくず	0	100%	0	0%	0	0%	0	100%
金属くず	22	100%	20	92%	0	0%	2	8%
ガラス陶磁器くず	48	100%	28	59%	15	32%	4	9%
鋳さい	6	100%	1	23%	0	0%	4	77%
がれき類	352	100%	333	95%	0	0%	19	5%
動物ふん尿	178	100%	178	100%	0	0%	0	0%
その他	5	100%	2	32%	2	44%	1	24%
合計	1,539	100%	743	48%	722	47%	74	5%

※四捨五入の影響で合計や百分率が合わないことがある。

表5-1-14 産業廃棄物の業種別排出及び処理状況(平成22年度推計値)(単位:千トン/年)

種類	排出量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	排出量	割合	再生利用量	割合	中間処理による減量化量	割合	最終処分量	割合
農業	179	100%	178	99%	0	0%	1	1%
鉱業	3	100%	3	100%	0	0%	0	0%
建設業	411	100%	386	94%	4	1%	21	5%
製造業	216	100%	141	65%	59	27%	16	7%
電気・水道業	698	100%	20	3%	651	93%	27	4%
情報通信業	0	100%	0	100%	0	0%	0	0%
運輸業	2	100%	1	49%	0	21%	1	30%
卸・小売業	22	100%	12	54%	3	16%	7	30%
医療・福祉	4	100%	0	6%	3	76%	1	17%
サービス業	3	100%	2	57%	0	8%	1	36%
合計	1,539	100%	743	48%	722	47%	74	5%

※四捨五入の影響で合計や百分率が合わないことがある。

表5-2-1 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1リットルにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1リットルにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1リットルにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1リットルにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1リットルにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1リットルにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1リットルにつき1mg以下であること

表5-2-2 自動車騒音面的評価結果(平成26年度)

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	評価住居戸数	面的評価の結果					
						環境基準達成住居数(%) <sup>*3</sup>					
						昼夜 <sup>*2</sup>	昼間 <sup>*2</sup>	夜間 <sup>*2</sup>	昼夜不達成 <sup>*2</sup>		
1	奈良市	一般国道369号	奈良市二条大路南1丁目3	奈良市芝辻町	764	764 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
2			奈良市芝辻町	奈良市登大路町	336	336 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
3			奈良市登大路町	奈良市般若寺町	451	449 ( 99.6 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	2 ( 0.4 )		
4		主要地方道奈良加茂線	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	546	546 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
5	大和高田市	一般国道166号	大和高田市大字市場	大和高田市大字市場	93	93 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
6			大和高田市大字市場	大和高田市大中南町4	157	157 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
7			大和高田市大字築山 付近	大和高田市神楽1丁目1	122	122 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
8			大和高田市神楽1丁目1	大和高田市北本町8	78	78 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
9			大和高田市北本町8	大和高田市磯野南町6	352	352 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
10			大和高田市磯野南町6	大和高田市磯野南町4	44	44 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
11	大和郡山市	矢田寺線	大和郡山市新木町	大和郡山市矢田町	226	225 ( 99.6 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.4 )	0 ( 0.0 )		
12	天理市	一般国道169号	天理市樫本町	天理市川原城町	415	392 ( 94.5 )	4 ( 1.0 )	0 ( 0.0 )	19 ( 4.6 )		
13	橿原市	一般国道165号	橿原市曾我町	橿原市曲川町6丁目20	32	32 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
14			橿原市龍崎町	橿原市龍崎町	195	173 ( 88.7 )	2 ( 1.0 )	0 ( 0.0 )	20 ( 10.3 )		
15			橿原市八木町1丁目1	橿原市龍崎町	214	165 ( 77.1 )	2 ( 0.9 )	0 ( 0.0 )	47 ( 22.0 )		
16			橿原市一町	橿原市久米町	243	243 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
17			橿原市久米町	橿原市久米町	255	255 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
18			橿原市夏瀬町	橿原市久米町	388	388 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
19			見瀬五井線	橿原市久米町	橿原市五井町	40	40 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
20			橿原市五井町	橿原市五井町	76	76 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
21			桜井市	一般国道165号	桜井市大字慈恩寺	桜井市大字脇本	13	13 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
22			桜井市大字脇本	桜井市大字初瀬	225	220 ( 97.8 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	5 ( 2.2 )		
23	桜井市大字初瀬	桜井市大字吉尾	69	34 ( 49.3 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	35 ( 50.7 )				
24	五條市	西佐味中之線	五條市久留野町	五條市中之町	322	322 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
25	御所市	御所市大字名橋	御所市大字楠羅	御所市大字小林	43	41 ( 95.3 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	2 ( 4.7 )		
26	御所市	御所市大字楠羅	御所市大字楠羅	御所市大字小林	39	39 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
27	生駒市	一般国道168号	生駒市・平群町境	生駒市小平尾町	24	24 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
28			生駒市小平尾町	生駒市小平尾町	5	5 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
29			生駒市小平尾町	生駒市小平尾町	5	5 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
30			生駒市小平尾町	生駒市小瀬町	25	25 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
31			生駒市小瀬町	生駒市小瀬町	91	91 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
32			生駒市東山町	生駒市小平尾町	9	9 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
33			生駒市小瀬町	生駒市小瀬町	65	65 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
34			生駒市小瀬町	生駒市小瀬町	47	47 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
35			生駒市小瀬町	生駒市差分町	120	120 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
36			生駒市差分町	生駒市差分町	148	148 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
37			生駒市差分町	生駒市東菜畑	526	526 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
38			生駒市東菜畑	生駒市東生駒	195	195 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
39			生駒市東生駒	生駒市東生駒	92	92 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
40			生駒市辻町	生駒市辻町	166	166 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
41			生駒市辻町	生駒市辻町	105	105 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
42			生駒市辻町	生駒市桜ヶ丘7	20	20 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
43			生駒市桜ヶ丘7	生駒市桜ヶ丘7	11	11 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
44			生駒市桜ヶ丘7	生駒市桜ヶ丘2	70	70 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
45			生駒市桜ヶ丘2	生駒市桜ヶ丘2	5	5 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
46			生駒市桜ヶ丘2	生駒市俵口町	117	117 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
47			生駒市俵口町	生駒市俵口町	31	31 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
48			生駒市俵口町	生駒市俵口町	36	36 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
49			生駒市俵口町	生駒市俵口町	14	14 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
50			生駒市俵口町	生駒市俵口町	26	26 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
51			生駒市俵口町	生駒市小瀬町	29	24 ( 82.8 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	5 ( 17.2 )		
52			生駒市俵口町	生駒市俵口町	44	44 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
53			生駒市俵口町	生駒市喜里が丘3丁目6	68	68 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
54			生駒市喜里が丘3丁目6	生駒市俵口町	13	13 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
55			生駒市俵口町	生駒市俵口町	9	9 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
56			生駒市俵口町	生駒市南田原町	56	56 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
57	香芝市	一般国道168号	香芝市鎌田	香芝市狐井	439	425 ( 96.8 )	0 ( 0.0 )	14 ( 3.2 )	0 ( 0.0 )		
58			香芝市狐井	香芝市下田西1丁目9	123	123 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
59			香芝市下田西1丁目9	香芝市北今市	204	204 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
60			下田良福寺線	香芝市本町	136	136 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
61			一般国道168号	香芝市北今市	104	104 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
62	葛城市	磯壁北今市線	香芝市北今市	香芝市藤山	30	30 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
63			香芝市藤山	香芝市本町	74	74 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
64			葛城市磯壁	葛城市太田	41	39 ( 95.1 )	1 ( 2.4 )	0 ( 0.0 )	1 ( 2.4 )		
65	宇陀市	一般国道165号	宇陀市藤原萩原	宇陀市室生大野	230	230 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
66	奈良県	一般国道25号	山辺郡山添村切幡	山辺郡山添村三ヶ谷	3	3 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
67			山辺郡山添村三ヶ谷	山辺郡山添村中峰山	11	11 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
68			*1 中筋出作川合線	北葛城郡上牧町中筋出作	北葛城郡上牧町下牧	151	151 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
			合計		9456	9296 ( 98.3 )	9 ( 0.1 )	15 ( 0.2 )	136 ( 1.4 )		

(注)  
 \*1 町については、奈良県が測定・評価  
 \*2 昼間：午前6時から午後10時までの間、夜間：午後10時から翌日の6時までの間  
 \*3 環境基準達成住居数/評価住居数×100(%) (小数点第2以下四捨五入)



表5-2-4 環境騒音測定結果表(市町村測定分) 道路に面する地域

番号	市町村	市町村名	市町村名・字名・施設名称等	測定開始年月日	地域類型	車線数	環境基準類型	近接空間	等価騒音レベル (dB)		環境基準達成状況
									昼間	夜間	
1	201	奈良市	二条大路南1丁目1	H26.12.17	一般国道369号	2	C	1	68	65	○
2	201	奈良市	手貝町	H26.12.17	一般国道369号	2	B	1	69	65	○
3	201	奈良市	法蓮町	H26.12.17	主要地方道奈良加茂線	2	A	1	65	59	○
4	203	大和郡山市	美濃庄町	H26.11.20	国道24号	4	—	1	69	66	—
5	203	大和郡山市	下三橋町	H26.11.20	国道24号	4	C	1	67	61	○
6	203	大和郡山市	藤原町	H26.11.20	県道奈良・大和郡山・斑鳩	2	B	1	69	67	○
7	205	橿原市	法花寺町87付近	H26.12.5	一般国道165号	2	C	1	71	67	×
8	205	橿原市	白檀町1丁目10付近	H26.12.5	戸老久米線	2	A	0	66	60	×
9	205	橿原市	白檀町1丁目29付近	H26.12.5	尾瀬五井線	2	A	0	66	59	×
10	209	生駒市	北田原町(北田原町東交差点)	H26.1.16	国道163号	2	C	1	73	70	×
11	209	生駒市	北大和5丁目	H26.1.22	市道甲熊真弓線	2	A	0	65	61	×
12	209	生駒市	北大和1丁目	H26.1.16	市道真弓芝線	2	A	0	66	58	×
13	209	生駒市	白庭台2丁目	H26.1.16	市道奈良坂南田原線	2	A	0	68	64	×
14	209	生駒市	真弓3丁目	H26.1.16	市道奈良坂南田原線	2	A	0	67	64	×
15	209	生駒市	あすか野北2丁目	H26.1.16	市道西村線	2	A	0	66	61	×
16	209	生駒市	生駒台南(生駒台東口バス停)	H26.1.16	市道西村線	2	A	0	65	60	×
17	209	生駒市	俵口町(マッシュロン エルンストン生駒前)	H26.1.22	県道奈良生駒線	4	B	1	73	68	×
18	209	生駒市	東生駒1丁目(東生駒北第1公園)	H26.1.22	市道大谷線	2	A	0	65	61	×
19	209	生駒市	中栗畑2丁目	H26.1.27	国道168号(香分バイパス)	4	B	1	68	61	○
20	209	生駒市	東生駒1丁目(本幸スポーツ生駒前)	H26.1.27	県道大阪枚岡奈良線	2	B	1	69	65	○
21	209	生駒市	さつき台2丁目(さつき台南集会所前)	H26.1.27	市道菜畑香分線	2	A	0	65	59	×
22	209	生駒市	萩の台3丁目(萩の台駐在所付近)	H26.1.27	市道香分乙田線	2	A	0	65	61	×
23	210	香芝市	五位堂2350 五位堂駅北側ロータリー	H26.11.13	真美ヶ丘線	2	C	0	59	55	○
24	210	香芝市	真美ヶ丘6丁目4 香芝高校交差点	H26.11.13	中和幹線	4	A	1	64	61	○
25	210	香芝市	旭ヶ丘1丁目31 旭ヶ丘団地東入口交差点	H26.11.13	国道168号線	2	C	1	66	60	○
26	210	香芝市	穴虫98-1 奈良中央信用金庫前交差点	H26.11.13	国道168号線	4	B	1	66	60	○
27	210	香芝市	下田西1丁目1450 下田交差点	H26.11.13	国道168号線	2	C	1	61	50	○
28	211	葛城市	南藤井	H26.12.11	県道所野芝線	2	A	1	72	68	×
29	212	宇陀市	藤原山辺三	H27.1.28	一般国道165号線	2	—	1	66	62	—
30	361	川西町	結崎830-49先	H27.1.20	県道・天龍王寺線	2	A	1	65	62	○
31	427	河合町	河合町大字西穴開88-8	H27.2.24	県道大和高田斑鳩線	2	B	1	57	54	○

近接空間について位置する場合は1、そうでない場合は0とする。

表5-2-5 工場騒音に係る特定施設

施設名		規模又は動力等
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上であるもの
	製管機械	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるもの
	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上であるもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	すべてのもの
	切断機	といしを用いるもの
空気圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
送風機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉱物用	破碎機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分級機	
織機		原動機を用いるもの
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であるもの
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上であるもの
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
木材加 工機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であるもの
	碎木機	すべてのもの
	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット盤以上、木工用にあつては2.25キロワット以上であるもの
	丸のこ	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であるもの
	かんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であるもの
抄紙機		すべてのもの
印刷機械		原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表5-2-6 工場騒音に係る規制基準(敷地境界線上)(単位:デシベル)

区域の区分	許容限度			
	昼間	朝・夕		夜間
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時から翌日午前6時まで
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・風致地区(第3種区域に該当する区域を除く)・歴史的風土保存区域	50	45		40
第2種区域 第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域(第1種区域に該当する区域を除く)・その他の区域	60	50		45
第3種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域	65	60		50
第4種区域 工業地域・工業専用地域	70	65		55

(注) 第2種から4種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所(患者収容施設を有するもの)・図書館・特別養護老人ホームの敷地の50m区域内の基準は、上表より5デシベルを減じる。  
 なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表5-2-7 特定建設作業及び規制基準(騒音)

特定建設作業	<p>(1) くい打機(もんけんを除く)、くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)</p> <p>(2) びょう打機を使用する作業</p> <p>(3) さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</p> <p>(4) 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつてその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</p> <p>(5) コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)または、アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</p> <p>(6) バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</p> <p>(7) トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</p> <p>(8) ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</p>
--------	---



規制基準 (敷地境界線上)	規制値		85 デシベル
	第1号区域	作業時間帯	午前7時～午後7時
		作業時間	1日10時間以内
		作業期間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと
		作業禁止日	日曜日その他の休日
	第2号区域	作業時間帯	午前6時～午後10時
		作業時間	1日14時間以内
		作業期間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと
作業禁止日		日曜日その他の休日	

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域は、表3-3-6の第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち学校等の施設の敷地から80m以内であり、第2号区域は第1号区域以外の区域である。

なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表5-2-8 騒音に係る環境基準 (平成27年3月31日現在)

①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ AA：地域指定なし

A：環境基準指定地域である28市町村のうち、第1種・第2種低層住居専用地域・第1種・第2種中高層住居専用地域

B：環境基準指定地域である28市町村のうち、第1種・第2種住居地域・準住居地域

C：環境基準指定地域である28市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

②道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値を適用する

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

※「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

- ・2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路15メートル
- ・2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路20メートル

表5-2-9 道路交通騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

※ a区域・・・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域である29市町村のうち、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・風致地区（第3種区域に該当する区域を除く。）・歴史的風土保存区域

b区域・・・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域である29市町村のうち、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域（第1種区域に該当する区域を除く。）・その他の区域

c区域・・・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域である29市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表によらず次表の基準値を適用する。

昼間	夜間
午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
75 デシベル	70 デシベル

※「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村及び自動車専用道路・「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- ・2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路15メートル
- ・2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路20メートル

表5-2-10 工場振動に係る特定施設

施設名		規模又は能力等
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であるもの
圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの	
土石用鉱物用	破碎機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分級機	
織機	原動機を用いるもの	
コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上であるもの	
コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であるもの	
コンクリート柱製造機械		

木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上であるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表5-2-11 工場振動に係る規制基準(敷地境界線上)(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日午前8時)
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・その他の地域	60	55
第2種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域	65	60

(注) 学校・保育所・病院・診療所(患者収容施設を有するもの)・図書館・特別養護老人ホームの敷地の50mの区域内の基準は、上表より5デシベルを減じる。

区域の区分は、平成8年4月1日から変更した。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表5-2-12 特定建設作業及び規制基準(振動)

特定建設作業	(1) くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)、またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業		
	(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
規制基準 (敷地境界線上)	(3) 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		
	(4) ブレーカ(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		
	振動レベル (敷地境界)	75デシベル	
	作業時間帯	第1号区域 午前7時～午後7時	第2号区域 午前6時～午後10時
	作業時間	1日10時間以内	1日14時間以内
作業期間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと		
作業禁止日	日曜日その他の休日		

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域・第2号区域は、表3-3-7のとおり。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表5-2-13 道路交通振動に係る要請限度(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日午前8時)
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・その他の地域	65	60
第2種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	70	65

(注) 区域の区分は、平成8年4月1日から変更した。

表5-2-14 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町の全域
--

(2) 規制基準

①敷地境界線(法第4条第1項第1号の規制基準)(単位:ppm)

規制地域の区分 特定悪臭物質の種類	一般地域	順応地域	その他の地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

(注) 1 この表において ppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。

2 一般地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。

3 順応地域とは、2 及び 4 に規定する地域以外の地域をいう。

4 その他の地域とは、2 に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。

②排出口（法第 4 条第 1 項第 2 号の規制基準）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 2 条に規定する方法により算出して得た流量

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量（Nm<sup>3</sup>/時）

He：補正された排出口の高さ（m）

Cm：①に掲げる規制基準の値（ppm）

（補正された排出口の高さが 5m 未満となる場合は適用されない）

③排水水（法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 4 条に規定する方法により、排水水中の濃度を算出する

$$CLm = K \times Cm$$

CLm：排水水中の濃度（mg / L）

K：係数で、下の表を参照（mg / L）

Cm：①に掲げる規制基準の値（ppm）

特定悪臭物質名	排水水量（m <sup>3</sup> /s）	K の値
メチルメルカプタン	0.001 以下	16
	0.001 以上 0.1 以下	34
	0.1 以上	0.71
硫化水素	0.001 以下	5.6
	0.001 以上 0.1 以下	1.2
	0.1 以上	0.26
硫化メチル	0.001 以下	32
	0.001 以上 0.1 以下	6.9
	0.1 以上	1.4
二硫化メチル	0.001 以下	63
	0.001 以上 0.1 以下	14
	0.1 以上	2.9

表6-1-1 特定希少野生動植物(12種)(平成27年3月31日現在)

番号	名称(科名)
1	カスミサンショウウオ(サンショウウオ科)
2	ナゴヤダルマガエル(アカガエル科)
3	ニッポンバラタナゴ(コイ科)
4	コサナエ(サナエトンボ科)
5	ヒメタイコウチ(タイコウチ科)
6	ヒメイノモトソウ(イノモトソウ科)
7	オオミネイワヘゴ(オシダ科)
8	キレンゲショウマ(ユキノシタ科)
9	カツラギグミ(グミ科)
10	カワゼンゴ(セリ科)
11	ニセツクシアザミ(キク科)
12	ツクシガヤ(イネ科)

表6-1-2 鳥獣保護区及び特別保護地区の状況(平成27年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積(ha)
1	大台山系	吉野郡上北山村大台ヶ原	平成24年11月1日から 平成44年10月31日まで	2,384 (838)
2	吉野山	吉野郡吉野町吉野山	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	2,569
3	生駒、信貴山	生駒郡生駒信貴山系	平成26年11月1日から 平成36年10月31日まで	2,050
4	神野山	山辺郡山添村神野山周辺	〃	334
5	室生	宇陀市室生寺周辺	〃	369 (93)
6	玉置山	吉野郡十津川村玉置山周辺	〃	538
7	二上山	葛城市二上山周辺	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	920
8	黒滝大峯山系	吉野郡黒滝村・天川村	〃	10,694
9	池峰池原	吉野郡下北山村池峰・池原周辺	〃	535
10	鎧・兜岳	宇陀郡曾爾村鎧・兜岳・屏風岩	〃	1,110
11	立里荒神	吉野郡野迫川村立里荒神社周辺	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	2,458 (54)
12	日張山	宇陀市菟田野区日張山周辺	〃	300
13	高見山	吉野郡東吉野村高見山	〃	3,102
14	下市	吉野郡下市町秋野川右岸・左岸の一部	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	880
15	金剛葛城	五條市、御所市、葛城市	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	4,184
16	前鬼	吉野郡下北山村前鬼	平成10年11月1日から 平成27年10月31日まで	1,033
17	旭	吉野郡十津川村	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	1,190
18	白谷川	吉野郡十津川村	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	250
19	花瀬山	吉野郡十津川村	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	1,836

20	薊岳	吉野郡川上村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	124
21	白川又	吉野郡上北山村	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	1,688 (379)
計 21 ヶ所				38,548 (1,364)

(注) 面積のかっこ書は、内数で特別保護地区である。

### 表6-1-3 休猟区の状況

平成 27 年 3 月 31 日現在設定なし

### 表6-1-4 鳥獣捕獲禁止区域の状況(平成27年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	奈良公園	奈良市登大路町、雑司町、川上町、春日野一円	永年	496
2	竜田公園	生駒郡斑鳩町	〃	15
3	大神神社	桜井市三輪	〃	280

### 表6-1-5 鉛散弾規制地域の状況(平成27年3月31日現在)

名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
坂本ダム鉛散弾規制地	吉野郡上北山村坂本ダム周辺	平成 12 年 11 月 1 日から特に終期を定めない	61

### 表6-1-6 特定猟具使用禁止区域(銃)の状況(平成27年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	大和平野	大和平野部一円	平成 22 年 11 月 1 日から平成 32 年 10 月 31 日まで	48,459
2	津風呂湖	吉野町津風呂湖水面及び吉野町運動公園並びにグランデージゴルフクラブ敷地内とその周辺	〃	660
3	高山ダム	奈良市月ヶ瀬、山辺郡山添村高山ダム水面及び周遊道路、対岸道路に囲まれた地域	〃	111
4	奈良万葉カントリー倶楽部	奈良市万葉ゴルフ場及びその周辺 50 m以内	〃	75
5	重阪牧場	御所市重阪牧場区域	〃	60
6	春日台カントリークラブ	天理市春日台カントリークラブゴルフ場及びその周辺 50 m以内	〃	142
7	東海自然歩道	奈良県下を通ずる東海自然歩道の両側 100 m以内	〃	1,575
8	曾爾高原	曾爾村伊賀見及び亀山周辺	〃	508
9	室生ダム	宇陀市室生、榛原の室生ダム水面及び周遊道路	〃	160
10	天川	吉野郡天川村北角周辺	〃	101
11	二津野ダム	十津川村二津野ダム水面	〃	192
12	上野地	十津川村上野地周辺	〃	100
13	大宇陀	宇陀市大宇陀西部	〃	2,949

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
14	布目ダム	奈良市、山添村にまたがる布目ダム水面及び周辺	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	174
15	上津ダム	山添村の上津ダム周辺	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで	42
16	西吉野	五條市西吉野町北部	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで	3,000
17	須川	須川貯水池及び奈良スポーツ振興カントリークラブゴルフ場及びその周辺	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	420
18	桃俣	桃俣区有林内桃俣ふるさと村自然遊園及びその周辺	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで	100
19	御所	御所市古瀬周辺	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	37
20	初瀬ダム	初瀬ダム及びその周遊道路に囲まれた地域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで	37
21	龍王山	龍王山頂から天理ダム及びその周辺並びに長岳寺ルート・崇神ルート周辺に囲まれた区域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで	265
22	桜井	大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)に接する生田地域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	30
23	菟田野	宇陀市菟田野北西部	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	441
24	高取	高取町東部	〃	683
25	大淀	大淀町一円	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで	3,806
26	五條	五條市一円	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで	5,005
27	大深	県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大深小学校周辺	〃	30
28	牧Ⅱ五條市	五條市域の牧Ⅱ団地とその周辺	〃	4
29	生琉里	生琉里町及び新奈良ゴルフクラブ周辺	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで	151
30	ディアパークゴルフクラブ	ディアパークゴルフクラブ	〃	81
31	奈良柳生カントリークラブ	奈良柳生カントリークラブ及びその周辺	〃	119
32	宇陀カントリークラブゴルフ場	宇陀カントリークラブゴルフ場及びその周辺	〃	250



番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
33	阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場	阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場及びその周辺	〃	190
34	水泥	御所市水泥周辺	〃	29
35	新田	御所市新田周辺	〃	43
36	朝倉	桜井市朝倉周辺	平成 21 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日まで	182
37	榛原	宇陀市榛原萩原周辺	〃	775
38	都祁	奈良市蘭生、都祁小山戸、都祁吐山周辺	〃	1,390
39	川上	川上村中奥川上流	平成 22 年 11 月 1 日から平成 32 年 10 月 31 日まで	823
40	大塔	五條市大塔町殿野	〃	300
41	吉野	吉野町丹治・飯貝周辺	〃	381
42	福住	天理市福住町の一部	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで	52
43	三ヶ谷	山添村三ヶ谷	平成 21 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日まで	14
44	富田、戸毛	御所市富田、戸毛周辺	〃	118
45	神野山東	山添村の神野山周辺	平成 23 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日まで	226
46	神野山西	奈良市、山添村の神野山周辺	〃	112
47	中原	五條市大塔町中原	〃	390
48	オークモントゴルフクラブ	オークモントゴルフクラブ	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	100
49	栗阪、鳥井戸、小殿	御所市栗阪、鳥井戸、小殿周辺	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	108
50	下市	下市町石堂谷、栃本、梨子堂、原谷、平原、善城	平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで	1,053
計 50 ヶ所				76,053

注現在、特定猟具使用禁止区域は銃にかかるもののみ指定されている。

表7-8-1 公害苦情調査結果(平成25年度)(単位:件)

市町村名	受理				解決				種類別苦情件数											
	新規受理		繰越		解決		繰越		その他		典型7公害					典型7公害以外				
	移送	繰越	解決	繰越	移送	繰越	移送	繰越	その他	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計	廃棄物投	その他	合計
奈良市	94	0	75	1	0	0	12	8	0	10	21	0	33	2	0	23	89	2	4	6
大和高田市	13	0	12	0	0	0	0	1	0	5	2	0	1	0	0	4	12	0	1	1
大和郡山市	57	0	57	0	0	0	0	0	0	13	1	0	1	0	0	2	17	0	40	40
天理市	94	0	94	0	0	0	0	0	0	36	8	0	7	0	0	10	61	33	0	33
橿原市	59	0	53	4	0	0	0	2	0	22	10	0	12	0	0	11	55	1	3	4
桜井市	95	0	95	0	0	0	0	0	0	13	8	0	7	0	0	2	30	62	3	65
五條市	59	0	38	0	5	8	0	69	0	5	1	0	5	0	0	5	16	29	14	43
御所市	107	0	38	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	3	10	39	58	97
生駒市	24	0	22	0	0	2	0	2	0	6	8	0	8	0	0	2	24	0	0	0
香芝市	65	0	64	0	3	0	0	0	0	8	2	0	7	0	0	0	17	50	0	50
葛城市	128	0	61	0	0	67	0	0	0	17	7	0	6	1	0	5	36	43	49	92
宇陀市	17	0	16	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	12	2	14
市合 計	812	0	625	3	12	20	158	135	77	0	888	3	0	0	67	370	271	174	445	445
山添村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平群町	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0
三郷町	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
斑鳩町	10	0	9	0	0	1	0	1	0	3	2	0	2	0	0	2	9	1	0	1
安堵町	10	0	0	0	1	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
川西町	3	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	3	0	0	0
三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原本町	14	0	10	0	3	0	1	0	0	1	3	0	4	0	0	0	8	1	5	6
富郷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明日香村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上牧町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
王寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広陵町	14	0	7	4	0	3	0	3	0	2	2	0	3	1	0	4	12	1	1	2
河合町	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0
吉野町	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	1	1
大淀町	10	0	9	1	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	5	5	0	5
下市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部 計	86	0	63	9	1	14	12	9	0	12	9	0	14	1	0	7	43	27	17	44
市町村 計	898	0	688	21	21	172	147	86	0	102	4	0	74	413	298	191	489	0	0	489
県機関全体	53	0	53	0	0	0	10	37	0	3	0	0	3	53	0	0	0	0	0	0
県全体	951	0	741	21	21	172	157	123	0	105	4	0	77	466	298	191	489	0	0	489

表7-8-2 種類別の苦情(新規受理)件数の推移(最近5年間)(単位:件)

年度	典型7公害								典型7公害 以外の苦情	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	小計		
平成21年度	248	164	85	9	123	3	0	632	528	1,160
平成22年度	221	118	93	7	102	0	0	541	441	982
平成23年度	198	123	74	7	83	2	0	487	460	947
平成24年度	195	99	81	11	104	1	0	491	552	1,043
平成25年度	157	123	102	4	77	0	0	463	488	951

表7-8-3 典型7公害の発生源別苦情(新規受理)件数(平成25年度)(単位:件)

区分	典型7公害									
	計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	
公害等の主な発生源原因	463	157	123	-	102	4	4	-	77	
焼却(施設)	26	21	-	-	-	-	-	-	5	
産業用機械作動	36	6	-	-	24	1	1	-	5	
産業排水	10	-	7	-	-	-	-	-	3	
流出・漏洩	61	3	51	-	-	-	-	-	7	
工事・建設作業	49	9	6	-	32	-	1	-	1	
飲食店営業	8	-	3	-	1	-	-	-	4	
カラオケ	9	-	-	-	9	-	-	-	-	
移動発生源(自動車運行・ 鉄道運行・航空機運航)	10	1	-	-	9	-	-	-	-	
廃棄物投棄	5	-	1	-	1	-	-	-	3	
家庭生活(機器・ペット・ その他)	38	2	7	-	9	2	-	-	20	
焼却(野焼き)	111	109	-	-	-	-	-	-	2	
自然系	13	-	10	-	-	-	-	-	3	
その他	39	7	4	-	16	-	1	-	11	
不明	48	-	33	-	1	1	1	-	13	

表7-8-4 奈良県公害審査会の処理事件の概要(平成27年3月31日現在)

事件名	事件の概要	処理状況
昭和56年(調)第1号事件 (昭和56年3月14日受付)	奈良市土地改良清美事業の第2工区について、施設が完成すると有害物質を含む排水により土壌、河川が汚染され、稲作被害等が予想されるので、当該事業の差し止めを求める。	平成5年4月5日 調停成立
昭和58年(調)第1号事件 (昭和58年6月30日受付)	西吉野村一般廃棄物最終処分場について、公害問題を防止する完全な方策がとられ、さらに無公害が確認され、かつ、申請人が事業の遂行に同意しない限り、現在中止している工事を再開せず、当該事業計画の中止を求める。	昭和61年11月8日 調停成立、一部取下
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年1月2日)	昭和58年(調)第1号事件への参加申立て	昭和61年11月8日 調停成立

事件名	事件の概要	処理状況
平成元年(あ)第1号事件 (平成元年3月27日受付)	被申請人工場に設置されているプラスチック破砕機等の稼働及び駐車場に早朝から出入りする車の騒音、振動により、工場に隣接する申請人らは各種の生活妨害を受けているので、工場操業の差し止めを求める。	平成元年10月27日 あっせん打ち切り
平成2年(調)第1号事件 (平成2年10月29日受付)	本件ゴルフ場完成後、計画どおり農薬、化学肥料を使用した場合、申請人らはそれが原因の大気汚染、水質汚濁に暴露され、農薬等は飲料水や農作物を通じて人体に吸収されるので、本件ゴルフ場において農薬、化学肥料を使用しないことを求める。	平成4年1月25日 調停成立、一部取下
平成2年(調)第2号事件 (平成2年12月25日受付)	平成2年(調)第1号事件への参加申立て	〃
平成3年(調)第1号事件 (平成3年1月30日)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成3年(調)第2号事件 (平成3年3月18日)	〃	〃
平成3年(調)第4号事件 (平成3年7月8日受付)	〃	〃
平成3年(調)第5号事件 (平成3年9月2日受付)	〃	〃
平成3年(調)第6号事件 (平成3年9月12日受付)	本件産業廃棄物投棄場における水路の現状回復、農地への汚水及び土砂等の流出防止措置、流出した土砂の除去並びに流出する汚水の水質管理に万全を期し有害物質の流出がある場合はその除去のため必要な措置を講じることを求める。	平成5年3月26日 調停打ち切り
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月18日受付)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成6年(調)第1号事件 (平成6年3月14日受付)	本件処分場について安定5品目、自社物以外の産業廃棄物の投棄をしないこと、遮水シートの設置、申請人らの処分場への立入り等を認めるとともに、水質検査の結果についての書面を交付することを求める。	平成6年11月29日 調停成立
平成8年(調)第1号事件 (平成8年3月6日受付) 平成9年(調)第1号事件 (参加申立て) (平成9年2月24日受付)	本件処分場について、廃棄物の崩落防止のための危険防止措置をとるとともに、産業廃棄物を処分場から搬出撤去することを求める。	平成9年4月22日 調停打ち切り
平成11年(調)第1号事件 (平成11年11月24日受付)	本件処分場周辺の汚染土壌等の除去、コンクリート擁壁の撤去及び搬入廃棄物の撤去、コンクリート側溝の設置、飲料水の確保等を求める。	平成15年2月7日 調停成立
平成12年(調)第1号事件 (平成12年4月12日受付)	申請人所有の土地等に被申請人が不法に埋め立てた産業廃棄物の撤去を求める。	平成12年8月24日 取下
平成15年(調)第1号事件 (平成15年8月26日受付)		
平成17年(調)第1号事件 (参加申立て) (平成17年4月20日受付)	本件焼却施設の建設等にかかる一切の資料を開示するとともに、施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、施設の操業を停止し、移転することを求める。	平成17年12月26日 調停成立

事件名	事件の概要	処理状況
平成 20 年 (調) 第 1 号事件 (平成 20 年 2 月 27 日受付)	本件処分場の西側境界に設置したコンクリート側溝の原状回復、西側境界の明示、境界線西側でのボーリング調査、本件処分場の西側に所有する土地を産業廃棄物処分場として使用しないことを求める。	平成 20 年 9 月 3 日 取下
平成 26 年 (調) 第 1 号事件 (平成 26 年 11 月 12 日受付)	被申請人は、①エネファーム設備燃料電池発電ユニットと排熱利用給湯暖房ユニットを現在設置している場所から、申請人宅に騒音の影響を及ぼさない場所へ移設すること、②レンジフードの排気口・24時間換気の排気口に、騒音の影響を減じる措置を講ずること、③上記②の措置が困難なときは、申請人宅の窓に二重サッシを設置することを求める。	平成 27 年 3 月 13 日 調停打ち切り

## 【環境用語の解説】

## イ

### ア

**ISO14001シリーズ** ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構、本部: スイスのジュネーブ) は、1947年に設立された、電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界164か国が加盟している。

**アイドリング** 自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO<sub>x</sub>等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

**赤潮** プランクトンの大増殖により、水が赤褐色などの色になる現象をいう。赤潮などの発生は、しばしば魚介類の大量死をもたらし、漁業をはじめとする産業に多くの被害を与える。

**悪臭** 物質特有の臭いを持っている化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質として定めている。環境省では、現在指定されている悪臭物質以外の悪臭物質の追加指定についても調査検討を行っている。

**アスベスト** 石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。また、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

**硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)** 石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、三酸化硫黄 (SO<sub>3</sub>)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主演と考えられているものの大部分を占めている二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

**一酸化炭素 (CO)** 主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。主な発生源は自動車であり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。

**一般環境大気測定局** 大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を常時監視している測定局のこと。

**一般廃棄物** 一般廃棄物とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物であり、一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿等、さらにオフィス等から排出されるごみ (一般廃棄物) まで含まれる。一般廃棄物に関する事務は原則として市町村の事務とされている。

## ウ

**ウィーン条約** 正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択され、88年9月に発効した。オゾン層を保護するために、5種の特定フロンと3種のハロンの生産量及び消費量の段階的削減、開発途上国に対する特別の配慮などについて規定されている。わが国は1988年9月に加盟した。

**上乘せ基準** 汚濁物質等の排出の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乘せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を広げるもの、規制対象項目を広げるもの（「横だし」と呼ばれる。）をも含めて使われる場合がある。

## 工

**エコ・ステーション** 電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充電設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

**エコファーマー** 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、たい肥等による土作りと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う、環境にやさしい農業に取り組む計画（＝持続性の高い農業生産方式の導入計画）を策定し、知事の認定を受けた農業者の愛称。

**エコマーク** 環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートした。メーカーや流通業者の申請を受けて、(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。このようなマークはドイツ、北欧、カナダ、フランス、韓国、EC、オランダでも導入されている。

**エコロジー** 生物集団間及びそれを取りま

く無機的環境との関連を研究する学問。日本語では「生態学」と訳される。エネルギーや物質循環などの環境要因もその研究対象とされ、最近では自然科学的分野のみならず、社会科学的分野及び人文科学的分野からのアプローチも求められており、生物学の一分野として捉えきれない学際的な学問領域として発展してきている。

## オ

**オキシダント (Ox)** 大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により光化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がする。

**汚染者負担の原則 (PPP: Polluter Pays Principle)** PPP: Polluter Pays Principle の欄を参照

**オゾン層** 地球上のオゾン (O<sub>3</sub>) の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年、フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物（総称フロン）は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用后、大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する。

フロンと同様にオゾンを破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、そ

れに四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により増加する紫外線はUV - B (280 ~ 320 mm) である。この紫外線はエネルギー量は少ないが、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。例えば白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などである。植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害が起きる。

**オゾン層保護法** 正式には「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。1988年5月、わが国において、ウィーン条約及びモントリオール議定書の的確かつ円満な実施を確保するために制定された。

**汚泥** 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみではなく、無機性のももの含む。

**温室効果ガス** 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体(温室効果ガス)には、二酸化炭素(炭酸ガス)、フロン、メタンなどがある。

## 力

**化学的酸素要求量 (COD : Chemical Oxygen Demand)** 水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

**拡大生産者責任** 生産者は、製品の製造・流通・使用段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで環境負荷軽

減の責任を負うという考え方。廃棄されてゴミになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格への上乗せも考えられるが、リサイクルしやすい製品や処理・処分時に環境負荷が低い製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現すると考えられる。英訳(Extended Producer Responsibility)の頭文字を取ってEPRとも呼ばれる。

**家電リサイクル** 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)は、家庭用電気機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のリサイクルを義務づけている。機器の使用者は、その再商品化費用を「リサイクル券」の購入により負担し、製造業者等がその機器に使用していた資材の再商品化を実施する。

**活性汚泥** 多数の好気性(呼吸時に酸素を必要とする)バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘質の薄片(フロック)を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈殿しやすいため下水の生物的処理に用いられる。

**環境アセスメント(環境影響評価)制度** 開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要である。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント(環境影響評価)制度である。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意



見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度である。

**環境基準** 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められているものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、ダイオキシン類について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

**環境基本法** 環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成5年11月19日に公布・施行された。この環境基本法の制定により公害対策基本法は廃止された。

「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的強調による地域環境保全の積極的推進」を3つの基本理念とし、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、諸施策等について記述されている。

**環境教育・環境学習** 自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

**環境月間** 昭和48年から、毎年、6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが、平成3年からは、6月を「環境月間」として環

境省、関係省庁、地方公共団体、民間団体等によって各種の普及啓発事業が行われている。

**環境の日** 環境基本法第10条において、6月5日を「環境の日」とすることが定められている。この日は、国連の「世界環境デー」でもある。

**環境保全型農業** 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土作り等を通じて化学肥料・化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。「環境にやさしい農業」「持続的農業」とも呼ばれる。奈良県では、「奈良県環境保全型農業推進基本方針」に基づき、技術開発や普及・啓発など、様々な施策を総合的に推進している。

**環境マネジメントシステム（EMS）** 組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正を行い（Check）、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる

仕組みをいう。

## キ

### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置された。地球温暖化に対する化学的知見の充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。約1000人に昇る世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1995年12月に第二次評価報告書等をまとめ、地球温暖化対策に必要な基

礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

**気候変動枠組条約** 気候に対して危険な人為的な影響を及ぼさないような水準に、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度を安定化させることを目的として、地球温暖化に対する世界的な取り組みの枠組を設定するもの。地球サミット中に日本を含む155か国が署名。平成6年3月発効。

**規制基準** 工場等から排出される汚水、ばい煙及び発生する悪臭・騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。

**規制地域** 悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法においては、悪臭・騒音及び振動の発生を規制する地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域は、公法上・行政上の規制を行うことにより、公害問題を公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

**京都議定書** 平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された。先進国に温室効果ガスを削減する数値目標の達成を義務づけるとともに、国際的に協調して、目標を達成するための仕組みも導入した。

**許容限度** 自動車が一定条件で運行する場合に発生する騒音の大きさの限度。道路交通騒音低減のための自動車単体への規制である。環境大臣が許容限度を定め、国土交通大臣は、車両の保全基準を定める法令・規制の中でこの限度値が守られるように考慮しなければな

らない。

**近隣騒音** 飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

## ク

**グリーン購入** 商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

## ケ

**K値規制** 大気汚染防止法において定められた硫黄酸化物を排出するばい煙発生施設に対する排出基準。これは、施設の排出口から排出された硫黄酸化物について、それが拡散したときの周辺の地上における濃度を考慮して排出基準を定めるものであり、 $q = K \times 10 - 3He$  という式で表される（ $q$ ：硫黄酸化物の量、 $K$ ：地域ごとに定められる値、 $He$ ：補正された排出口の高さ）。

$K$ 値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

## コ

**公害** 環境基本法でいう「公害」とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下の典型7公害のことである。

**公害防止管理者** 「特定工場における公害組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者。事業内容が、①製造業、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業のいずれかの業種に属する特定工場を設置している者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる公害防止管理者を選任しなければならない。

**公害防止協定** 公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業の間には締結される協定。これは、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

**光化学スモッグ** 大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、アルデヒド類などの酸化性物質となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。

**公共用水域** 河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

**子どもエコクラブ** 地域において環境に関

する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するため、環境省が平成7年度から委託事業で始めた。

## サ

**再生紙** OA化の進行とともにオフィスから排出される紙ごみが増加し、焼却炉の過負荷が問題となっており、自治体や企業の中には古紙回収・再生紙利用を積極的に進めるところも出てきた。最近では、OA用の再生紙も出てきて、品質は向上してきているが、まだ問題は残っている。人手不足から回収業者が減ってきており、再生紙の利用を増やすには、効率的な古紙回収システムの整備等を進め、コストの低減を図ることが望まれている。

**産業廃棄物** 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定められた20種類をいう。産業廃棄物に関する事務は原則として都道府県及び政令で定める市の事務とされている。

**産業廃棄物税** 循環型社会の形成を目指し資源の有効利用を図り、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理を推進するために創設された法定外目的税。県では、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税している。税は民間事業者の排出抑制への取り組み支援、不法投棄撲滅等の適正処理の推進、その他循環型社会推進事業に役立てる。

**酸性雨** 化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降水のことであり、通常pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林

などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。



**資源有効利用促進法** 正式には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、旧「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正したもので、企業が回収した製品などを再利用するリサイクル対策強化と、廃棄物の発生を抑制するリデュース、製品や部品などを再利用するリユースの「3R」を新たに導入。使用後の廃棄量が多い製品について、省資源・長寿命化の設計・製造、修理体制の充実などを事業者が義務づけ、部品等の再使用が容易な製品設計・製造、使用済製品から取り出した部品の再使用、分別回収のための表示なども定めている。また、スラグ、汚泥等を削減するため、事業者が副産物の有効利用を促進し、計画的にリサイクルを行うように義務づけた。

**自然公園** 自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的としている。

わが国の自然公園は、公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公用制限を行う、いわゆる地域制の公園である。

**指定文化財** 文化財保護法などにより、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群のうち、とくに重要なもので保護の必要のあるものをい

う。指定文化財は、現状の変更の規制を受け、その修理や管理についても、法・条例の規定により実施されることとなる。

**自動車排出ガス測定局** 「大気汚染防止法」に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

**循環型社会** 平成12年6月に、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。循環型社会とは、まず廃棄物等の発生が抑制され、次に循環資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）が促進され、及びやむを得ず廃棄物として処分するものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から脱却し、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会への変換が求められている。

**循環資源** 廃棄物処理法に規定された廃棄物、及び収集、廃棄された物品、または人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち、有用なもの。

**浄化槽** 生活排水のうち、し尿（水洗トイレ汚水）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類があるが、平成13年度の浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽とい

例えば合併処理浄化槽を意味するようになってきている。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、下水道の整備等と並んで、浄化槽の普及が求められている。

**振動レベル** 振動の加速度レベルに人体の振動感覚に近い周波数補正を加えた振動の大きさ。単位はデシベル (dB)。振動はその方向によって人体への影響が異なるが、振動規制法では、公害の対象となる振動の周波数域では人体が鉛直方向の振動をより強く感じるとして、鉛直振動の大きさのみを規制対象としている。

**新エネルギー** 石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

**森林環境税** 多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取り組みを推進するため、県民税の特例として平成18年4月から導入。県民税の超課税方式で徴収し、個人は年額500円、法人は現行の県民税均等割の税額の5%相当額が税額となる。

税の用途は、施業放置林を対象とした強度な間伐等の整備、荒廃している里山林の整備、森林育成への県民意識の醸成を図る森林環境教育の推進などである。



**水質総量規制** 閉鎖性水域の水質環境基準

を確保するために、排出される汚濁物質の総量を全体的に削減する制度。現在、対象となる閉鎖性水域は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域が指定されており、この3水域及びこれらに流入する河川等へ排出している事業所（工場や下水処理場など）が規制対象になっている。

総量規制で対象とする項目は、化学的酸素要求量 (COD)・窒素・りんが指定されている。

**水質総量規制基準** 指定地域内事業場（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域の流域に立地する一定規模以上の事業場）から排出される汚濁負荷量について定める許容限度で、化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量について、業種ごとに知事が定める一定の濃度と工程排水の積から算定される。

**水素イオン濃度 (pH)** 水（溶液）の酸性またはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。



**生物化学的酸素要求量 (BOD : Biochemical Oxygen Demand)** 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。教値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

**生物多様性 (Biodiversity)** 地球上に生きている生ものたちが、全て直接に、間接的につながり合い、壮大な生命の環をおりなしている。この生ものたちの豊かな個性とつながりのこと。

**生分解性プラスチック** 微生物の働きによって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのこと。生ゴミ袋やコップなどのコンポスト資材、マルチフィルムや育苗ポットなどの農業土木資材、生鮮食料品用トレーなどの食品包装容器にはすでに利用されている。今後はリサイクルの難しい分野への普及が期待されている。

**ゼロ・エミッション (zero emission)** 最終処分される廃棄物をゼロにしようとする試み。工場から排出される廃棄物の発生量を徹底的に減らし、リサイクルすることでゼロ・エミッションを達成すれば、環境に配慮している企業イメージをアピールできる。また、省資源・省エネルギーにつながるため、コスト削減のメリットがある。国連大学が1994年に提唱した研究構想。

## ソ

**騒音レベル** 騒音の大きさ。単位はデシベル (dB) で、音圧レベルのうち、特に人間の聴覚に影響を与える周波数に重みをつけた補正 (A特性補正という。) を行ったものを騒音レベルと呼ぶ。騒音測定値の正確性を期するため、騒音規制法では計量法に合格した騒音計の使用が定められている。

## タ

**ダイオキシン類** ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー PCB) の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

PCBBは75種類、PCDFは135種類、コプラナー PCBには14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2、3、7、8、- TCDDの毒性に換算し、毒性等量 (TEQ) として表示される。

**大腸菌群数** 大腸菌のほとんどの種は人の健康に有害なものではないが、これが多数存在する場合には、同時に赤痢菌、防疫菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。このことから、汚濁の有無の間接的指標として利用されている。

**多量排出事業者「廃棄物処理法」** 及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」において、①年間500トン以上の産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、②資本金4千万円以上の建設業者であって県内で工事を行うもの、③年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、④許可病床数150床以上の病院を、多量排出事業者として規定。

## チ

**地球温暖化** 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が1990年にまとめた報告は、21世紀中に全球平均表面気温は、1.4℃～5.8℃上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には9cm～88cm上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

**地球温暖化防止京都会議 (COP3)** 気候変動枠組条約に基づき地球温暖化対策を進め

るため、この条約を結んでいる国々が集まり、具体的な対策を協議している。1997年（平成9年）12月1日から11日まで京都で第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）が開催され、2008年から2012年までに、日本、アメリカ、EU（ヨーロッパ連合）など先進国（39カ国）全体で二酸化炭素、メタンなど6種類の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を1990年に比べ5%削減する京都議定書が採択された。

**窒素酸化物（NOx）** 空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）は高濃度で呼吸器に悪影響を与えるため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、一酸化窒素（NO）が大部分を占めるが、大気中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。そのため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としている。広くは、亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O）や硝酸ミスト（HNO<sub>3</sub>）などが含まれる。

## テ

**低公害車** 従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車・低燃費かつ低排出ガスガソリン車などをいう。低公害車普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されており、海外の動向ともあいまって今後は技術開発、制度面の整備が急速に進み、普及が拡大するものと思われる。我が国でも国土交通省、

経済産業省、環境省が低公害車購入に対する補助、低公害車フェアの開催などの施策を行っている。

**デポジット制度** 製品本来の価格に容器の預かり金（deposit）を上乗せして販売し、容器を所定の場所に戻したときに預かり金を返却する制度。現在、ビール瓶や一升瓶などのガラス瓶容器は全国規模のデポジット制度が確立されている。

**天然ガス自動車** 都市ガスの原料である天然ガス（タクシーなどで使われているLPガスとは別のもの）を圧縮して積み込みエンジンに吹き込んで燃やす自動車。走行性能はガソリン車とほぼ同じだが、黒煙を全く出さず、窒素酸化物や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車である。

**天然記念物** わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）であって、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

## ト

**登録文化財** 建設後50年を経過し、現在、重要文化財等の指定を受けていない建築物・土木構造物（橋、ダム、堤防等）・その他の工作物を国の登録台帳に登録して保存を図るもの。登録文化財制度は、大幅な現状変更等に届出を必要とするだけで、所有者の自主的な保護に期待する制度であり、文化財を活用しながら保存していこうとする、やわらかな仕組みをいう。平成8年の文化財保護法の一部改正により導入された。

**特定建設作業** 建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、バックホウなどを使用する8種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する4種類の作業を指定している。

**特定施設** 水質汚濁防止法では、「人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある程度の物質を含む汚水又は廃液を排出する施設であって政令で定めるもの」、騒音規制法・振動規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定めるもの」を特定施設と定めている。大気汚染防止法ではこれに相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設が定められている。工場又は事業場が特定施設等を設置しようとするときには、事前に都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

**特定有害産業廃棄物** 廃 PCB・PCB 汚染物・PCB 処理物、廃石綿等及び燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又はそれらを処分するために処理したもののうち、環境省令で定める有害物質等の基準に適合しないもの。3ng-TEQ/g を超えるダイオキシン類を含む廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻、廃ガス洗浄施設の汚泥及びこれらを処分するために処理したもの。

**特定有害物質** 農用地の土壤に含まれることに起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質であって、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、政令で指定されたものをいう。現在、カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素及びその化合物が指定されている。

**都市公園** 都市公園法に定められた公園または緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは

地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。

**ナ**



奈良県認定  
有機農産物マーク



奈良県認定  
エコファーマーマーク



奈良県認定  
農産物提供店マーク

**奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク** 有機農産物やエコファーマーが生産する農産物の生産・消費拡大を図るため、知事と協働協定書を締結して生産・販売の拡大に取り組む農業生産組織・法人が使用できるマーク。奈良県認定有機農産物マーク（JAS有機認証マークをつけた農産物に表示）、奈良県認定エコファーマーマーク（エコファーマー認定作物で、かつ化学肥料・化学合成農薬の3割以上低減を実践した農産物に表示）、奈良県認定



農産物提供店マーク（認定農産物を提供する販売店・レストランの店頭に表示）の3種類がある。

## 八

**パークアンドライド** マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、電車等により乗り換えて（ライド）通勤等を行う方法。通勤等の目的で車を利用している人に対し、自宅の最寄り駅からは公共交通機関に転換させることにより、都心やその周辺部での交通混雑の緩和、交通公害の抑制や違法路上駐車削減を図ることを目的としている。特に、マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車し、電車に乗り換える場合をパークアンドレイルライドといい、マイカーを自宅の最寄りのバス停周辺の駐車場に駐車し、バスに乗り換える場合をパークアンドバスライドという。また、最寄り駅まで家族にマイカーで送ってもらい、最寄り駅から公共交通機関に乗り換えることをキスアンドライドという。

**バーゼル条約** 正式には「有害廃棄物の越境移動及びその規制に関するバーゼル条約」という。1989年3月、スイスのバーゼルでUNEPによって採択された。①有害廃棄物の越境移動の禁止、②自国内処分の原則、③越境移動の際の事前通報及び同意を得る義務、④違法な越境移動の際の再輸入措置、⑤開発途上国への技術協力について規定されている。

**ばい煙** 燃料その他の物の燃焼に伴って発生する硫黄酸化物、ばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び政令で指定される有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及

びその化合物）の総称。

**バイオマス** バイオ（生物）・マス（体）のこと。樹木、草などがこれにあたる。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

**排出基準** 大気汚染防止法では、工場などのばい煙について排出基準が定められている。硫黄酸化物については、着地濃度によってK値規制という特殊な形で規制される。ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出口における濃度について許容限度を定める。有害物質については、同じく排出口での濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定める。有害物質のうち窒素酸化物については、特定地域について総量規制もある。また、ばいじん及び有害物質については、都道府県が条例により厳しい上乗せ基準を定めることができる。

**排水基準** 特定施設を設置する工場または事業場が、公共用水域に排水を出す場合、その排水に対して適用される基準。排水基準には、国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乗せ基準）があり、基準違反に対しては罰則が課せられる。

**ハイブリッド自動車** 通常走行時はエンジンで走行し、停止・発進の際に余剰動力を発電機や油圧で回収・利用する自動車で、省エネルギー効果があるほか、NOxや黒煙の排出も低減されるという特徴がある。現在、ハイブリッドシステムのコンパクト化が進み、低公害車としての普及が進んできている。

**パソコンリサイクル** 資源有効利用促進法

においてパソコンの回収、再資源化が製造業者に義務づけられている。平成15年10月以降販売された家庭系パソコンについては、リサイクル料金が価格に含まれ、それ以前のもの及び事務系パソコンについては、排出時にリサイクル料金を支払う。



**微小粒子状物質 (PM2.5)** 大気中に浮遊している  $2.5 \mu\text{m}$  以下の小さな粒子のこと。物の燃焼などによって直接排出されるものと、 $\text{SO}_x$ 、 $\text{NO}_x$ 、VOC等のガス状大気汚染物質が主として、環境大気中での化学反応により粒子化したものである。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、吸収器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。



**浮遊物質 (SS : Suspended Solids)** 水中に懸濁している物質の量のことであり、数値が大きいくほど、水質汚濁が著しい。

**浮遊粒子状物質 (SPM : Suspended Particulate Matter)** 浮遊粉じんのうち、その粒径が  $10 \mu\text{m}$  以下のものをいう。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがある。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。

**フロン** メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したフルオロカーボンの略称。大気中に放出、蓄積されたフロンのうち、太陽の紫外線によって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾン層を破壊する。様々な種類があ

り、従来からフロン11、12、113、114、115の5種類が特定フロンとされている。

**粉じん** 物の破碎や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんとがあるが、特定粉じんとしてはアスベストのみが指定されている。



**閉鎖性水域** 地形等により水流の出入りが悪い内湾、湖沼等の水域をいう。



**ポリ塩化ビフェニル (PCB)** 絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサ等の電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造は行われていない。

PCB廃棄物については、長期にわたり処分されていない状況にあるため、確実かつ適正な処理を推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定（平成13年6月）され、環境事業団（平成16年4月1日より日本環境安全事業株式会社）による拠点処理施設（全国5ヶ所）の整備及び廃PCBの処理が進められている。



**マニフェスト制度 (システム)** 廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量や、処理業者名、取扱上の注意事項などを記載した「産業廃棄物管理票 (マニフェスト)」を交付し、

産業廃棄物の処理の流れを自ら把握、管理するとともに、最終処分されたことを確認することとされている。これにより、不法投棄の防止など適正処理を確保することを目的にした制度のこと。新たに、電子情報を活用する電子マニフェスト制度も導入された。

## モ

**モントリオール議定書** 正式には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」という。1987年9月、カナダのモントリオールで開かれた外交官会議で採択され、1989年1月に発効したオゾン層破壊物質に関する議定書。1989年5月、フィンランドのヘルシンキで開催された第1回締約国会合において1999年末までに特定フロンを全廃するヘルシンキ宣言が採択された。わが国は1988年9月に加盟した。1996年の第7回締約国会合で、代替フロン（HCFC）等の規制の強化が図られることとなった。

## ミ

**要請限度** 市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化していると認める時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音（振動）低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

**容器包装リサイクル** 容器包装リサイクル法※において家庭ごみの6割の容積を占める容器包装廃棄物の資源化及び減量化を図るため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、事業者には再資源化を義務づけている。

県内すべての市町村が、何らかの形で容器包装廃棄物のリサイクルを行っている。（※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

**溶存酸素（D O : Dissolved Oxygen）** 水中に溶解している酸素のこと。数値が小さいほど、水質汚濁が著しい。

## ム

**ラムサール条約** 正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。1972年2月、イランのラムサールで採択された。この条約は、水鳥の生息地として、国際的に重要な湿地とそこに生息する動植物の保全及び湿地の適正な利用を目的としている。わが国は1980年10月に加盟した。

## ミ

**リサイクル（再利用 Recycling）** 焼却してその熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルと、素材（材料）として再利用するマテリアルリサイクル、熱あるいは化学反応により分解し、燃料又は化学原料として再利用するケミカルリサイクルがある。

## ム

**類型指定** 環境基準は、地域の状況に応じて騒音の大きさが分けられている。この種類を類型といい、類型指定とは、都道府県知事が都市計画の用途地域等を参考としながら、それぞれの類型を当てはめる地域を指定することをいう。

水質汚濁の環境基準については、環境大臣又は都道府県知事が河川、湖沼、海域ごとに、

利水目的に応じて水域類型（ランク付け）をあてはめるが、この類型あてはめのために水域を指定することを類型指定という。



**レッドデータブック** 国際自然保護連合（IUCN）が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集。

わが国においても、環境庁（現環境省）が専門家の協力を得て、1991年、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」脊椎動物編と無脊椎動物編を、2000年に植物Ⅰ（維管束植物）と植物Ⅱ（維管束植物以外）を発売し、その後2006年までに各分類群毎の改訂版を順次発売している。

また、奈良県においても、県内各地域の自然特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15～19年度の5ヶ年間で作成作業をすすめ、公表している。



**ワシントン条約** 正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」という。1973年3月、アメリカのワシントンで採択され、1975年に発効した。ワシントン条約における規制とは、絶滅のおそれのある野生動植物約1,000種を、その程度に応じて、附属書のⅠ～Ⅲにリスティングし、政府の発給した許可証のないものは取り引きしないというものである。わが国は1980年8月に加盟した。

## その他

**NPO（民間非営利組織 Non Profit Organization）** 利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

ボランティアは、「個人」に注目した言葉で、NPOは、「団体」に注目した言葉。NPO法人とは、「特定非営利活動法人」の通称で、特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁が認証した法人を呼ぶ。

**PPP (Polluter Pays Principle)** 汚染者負担の原則。汚染物質を排出している者は、それによって環境が汚染されることを防止するための費用を自らが負担すべきであるという考え方。

### PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれての移動量等を事業者の報告や推計に基づいて行政庁が把握し、集計し、公表する制度。

**3 R (Reduce, Reuse, Recycle)** 3 Rとは、リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再生利用）について、3つの頭文字をとって表したものの。リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。リユースは、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。リサイクルは、使用済みの製品等について、原材料等として再利用すること。

平成 27 年度版

2015

# 環 境 白 書

---

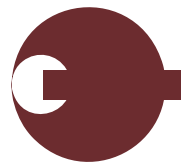
発行 奈良県景観・環境局環境政策課

〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-8732

FAX 0742-22-1668

E-mail [kankyo@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kankyo@office.pref.nara.lg.jp)

---



# 奈良県

景観・環境局環境政策課  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県の環境情報サイト

**エコなら** 

<http://eco.pref.nara.jp>



奈良県エコキャラクター  
「な～らちゃん」

☆この冊子は再生紙を使用しています



環境負荷が少ない  
植物油インキを  
使用しています